

総合評価落札方式（施工計画評価型）の手引

（第15版）

令和8年10月

兵庫県土木部契約管理課

目 次

1	手引の趣旨	1
2	施工計画評価型とは	1
3	事務手続について	1
4	施工計画評価型の運用について	3
4-1	対象工事（実施要領 第2条）	3
4-2	落札者決定基準（実施要領 第3条）	5
4-3	評価基準（実施要領 第4条）	5
4-4	評価の方法（実施要領 第5条）	5
4-5	落札者決定の方法（実施要領 第6条）	6
4-6	学識経験者の意見聴取（実施要領 第7条）	7
4-7	技術審査会の設置（実施要領 第8条）	8
4-8	入札参加者への周知（実施要領 第9条）	8
4-9	技術資料の提出（実施要領 第10条）	9
4-10	技術資料等の審査（実施要領 第11条）	10
4-11	落札者の決定通知及び公表（実施要領 第12条）	14
4-12	技術資料の記載内容の担保（実施要領 第13条）	15
4-13	技術資料等に関する機密の保持（実施要領 第14条）	16
4-14	その他（実施要領 第15条）	16
5	技術資料に関する注意点	17
5-1	施工計画	17
5-1-1	施工上の留意事項、検討事項とその理由、検討事項に対する施工計画	18
5-2	企業の施工能力	21
5-2-1	同種工事の施工実績	22
5-2-2	工事成績	24
5-2-3	社会貢献点数	27
5-2-4	地域固有の社会貢献活動	28
5-3	配置予定技術者の技術力	29
5-3-1	同種工事の施工実績	30
5-3-2	工事成績	31
5-3-3	継続学習（CPD）の取組状況	33
5-4	地域建設業者の育成	35
5-4-1	地域精通度（本店所在地）	36
5-4-2	県内企業の下請負人活用状況	37
5-4-3	建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用	38
5-4-4	I C Tの活用	39
5-4-5	当該工事で使用する作業船	40
5-5	減点	42
5-5-1	減点項目	42
5-6	その他の注意点	44
5-6-1	兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）について	44
6	提案内容の履行について	45
6-1	履行状況の確認について	45

6-2	履行状況の確認方法	47
6-3	履行が困難になった場合の対応について	49
6-3-1	工事成績評定点の減点によるペナルティについて	49
6-3-2	評価項目「減点項目」によるペナルティについて（平成30年7月から適用）	51
6-3-3	指名停止によるペナルティについて	51

改定履歴

平成26年 3月	初版	制定
平成27年 7月	第2版	改定
平成29年 7月	第3版	改定
平成30年 7月	第4版	改定
令和元年 7月	第5版	改定
令和2年 7月	第6版	改定
令和2年 8月	第7版	改定
令和3年 4月	第8版	改定
令和3年10月	第9版	改定
令和4年 4月	第10版	改定
令和4年10月	第11版	改定
令和6年 4月	第12版	改定
令和7年 4月	第13版	改訂
令和7年10月	第14版	改定
令和8年10月	第15版	改定

1 手引の趣旨

「総合評価落札方式」は、価格だけで評価していた従来の落札者の選定方法とは異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する方式です。このため、価格と品質の両方を評価することによって、総合的に優れた調達が可能になります。

兵庫県では平成13年度に入札時V E（試行）実施要領を施行し、平成14年度に総合評価落札方式（標準型）を導入以降、適宜新たな型式の追加・再編をおこなってきました。平成26年度には施工計画評価型と施工能力評価型を追加し、順次適用件数を拡大するとともに評価項目の充実に努めてきました。

また、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行され、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることによって、確保されなければならない。」と規定されました。さらに、平成26年6月に施行された改正品確法では、「将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保」についても新たに規定されています。

総合評価落札方式のメリット

- ① 価格と品質が総合的に優れた調達によって、優良な社会資本の整備ができます。
- ② 必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することによって、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができます。
- ③ 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できます。
- ④ 企業の施工能力や技術者の技術力を審査することによって、技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献します。

「総合評価落札方式（施工計画評価型）の手引」（以下「本手引」という。）は、「総合評価落札方式（施工計画評価型）実施要領」（以下「実施要領」という。）の記載事項に沿って、総合評価落札方式を実施する場合の運用方法について、一般的な考え方をとりまとめたものです。※

また、各県民局・県民センターが発注する土木工事において、総合評価落札方式の事務手続を明確化し、円滑な運用を図るとともに、より一層の「透明性の確保」を推進することを目的としています。

2 施工計画評価型とは

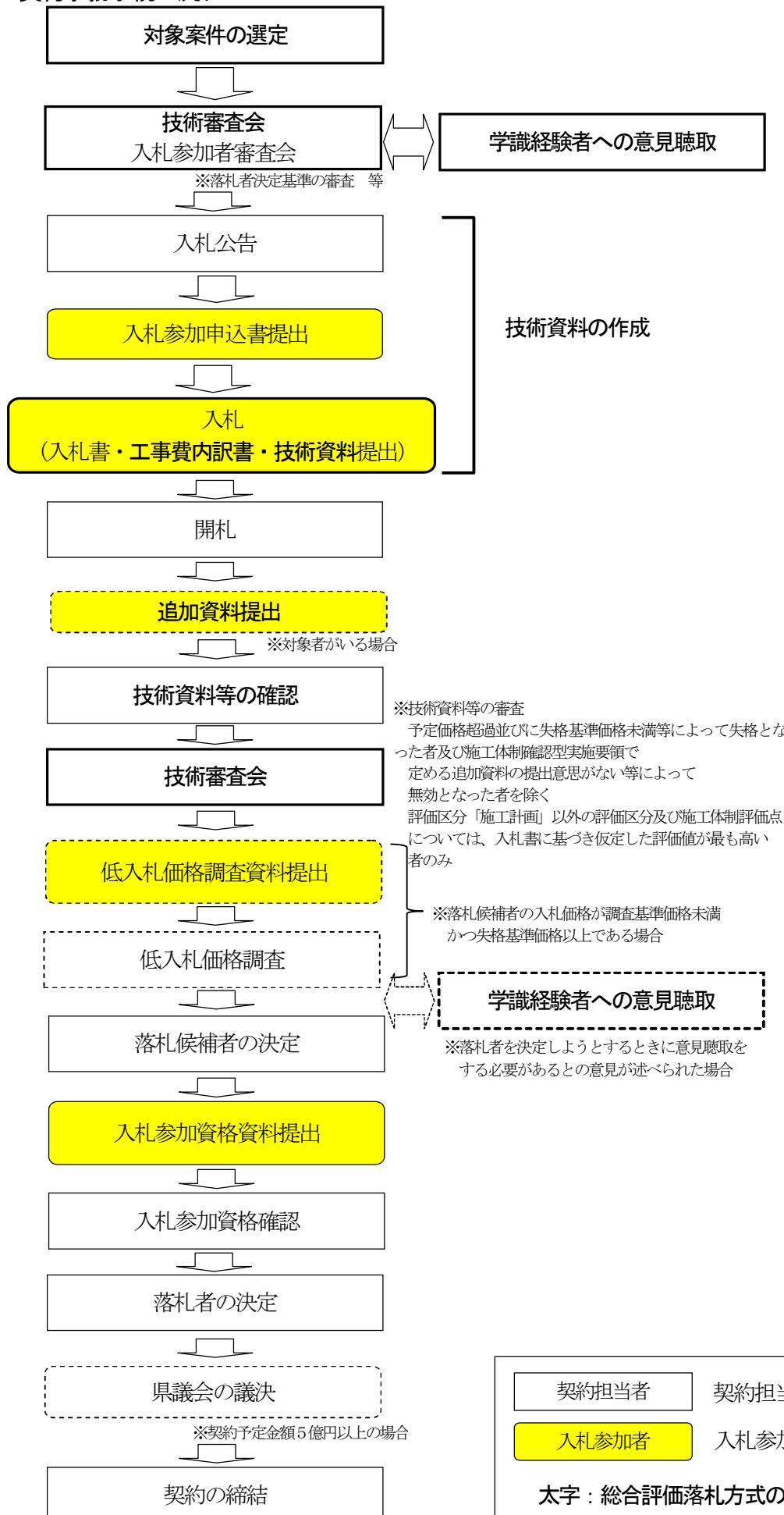
施工計画評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を評価する場合に適用します。

評価方法は、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等の施工計画について審査するとともに、「企業の施工能力」（企業の施工実績、工事成績等）、「技術者の技術力」（技術者の施工実績、工事成績等）、「地域建設業者の育成」（地域を支える建設企業の育成・支援等）、「減点」（技術資料の記載内容に対する不履行の実績）によって評価される施工能力・技術力と価格との総合的な評価を行います。

3 事務手続について

施工計画評価型を適用する工事における事務手続は、次のとおりです。詳細については、工事ごとに示す入札公告等によって確認してください。

入札・契約事務手続の流れ



4 施工計画評価型の運用について

総合評価落札方式（施工計画評価型）実施要領における制度運用上の考え方については、次に示すとおりです。

4-1 対象工事（実施要領 第2条）

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式（施工計画評価型）によって入札を行う工事は、契約予定金額3億5千万円以上の重要構造物に関する工事又は施工上の配慮が特に必要な工事のうち、原則として別表1「対象工事」に定める工事（総合評価落札方式（技術提案型、施工能力評価型）を適用する工事を除く。）とする。

また、契約予定金額9千5百万円以上の工事のうち、契約担当者が特に総合評価落札方式（施工計画評価型）によって入札することが適当であると認める場合は、対象とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の工事は、総合評価落札方式の対象から除外する。

(1) 急施を要する工事

災害等によって緊急を要するもの

(2) 工事目的物の仕様が明確に規定され、施工上の工夫の余地が極めて少ない工事

工場製作を主体とするもの、施工方法及び施工管理による品質への影響が極めて少ないもの

(3) 総合評価落札方式を適用する必要が認められない工事

民間施設の補償工事及び価格と品質を総合的に評価する必要がないもの

① 総合評価落札方式（施工計画評価型）を適用する工事は、下記のとおりです。

契約予定金額	適用工事	備考
3億5千万円以上	重要構造物に関する工事又は施工上の配慮が特に必要な工事（技術提案型、施工能力評価型を適用する工事を除く。）	表-1 対象工事 (実施要領 別表1)
9千5百万円以上 3億5千万円未満	契約担当者が特に総合評価落札方式（施工計画評価型）により入札することが適当であると認める工事	

② 災害復旧に伴う応急工事、その他の緊急工事を行う必要がある場合等において、総合評価落札方式を適用する時間がない場合は、急施を要する工事として総合評価落札方式の適用除外とします。

ただし、災害査定後の災害復旧工事等において、特に急施を要することがなく、通常どおりの入札手続を行う工事については総合評価落札方式を適用します。

③ 工事目的物の仕様が設計図書等によって明確に規定され、現場条件等による施工上の影響がほとんどないことが認められる場合等、工事の仕様があらかじめ詳細に特定されている場合は、施工上の工夫の余地が極めて小さい工事として総合評価落札方式の適用除外とします。

④ 民間施設の補償工事等、特に価格と品質を総合的に評価する必要がないものについては、最小限の費用によって、指定された仕様に基づく品質を満たせばよいと、価格競争を原則とし、総合評価落札方式の適用除外とします。

⑤ 重要構造物に関する工事の内容は、表-2のとおりです。

表－１ 対象工事（実施要領 別表１）

建設工事の種別 (以下「工種」という。)	種別の分類（工事例）
一般土木工事	道路工事、河川工事、ダム工事（ため池、土堰堤工事を含む）、砂防工事、地すべり防止工事、治山工事、上水道工事、下水道工事、橋梁工事（鋼及びPC上部工を除く）、橋梁補修・補強工事、トンネル工事、シールド又は推進工事、土地造成工事、運動場整備工事、ほ場整備工事、ガードレール工事、共同溝工事
港湾土木工事	港湾工事、海岸工事、漁港工事、魚礁設置工事
アスファルト舗装工事	アスファルト舗装工事
PC橋梁（上部）工事	プレテンションPC橋工事、ポストテンションPC橋工事、プレビーム橋工事
鋼橋梁（上部）工事	一般鋼橋工事、歩道橋工事
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事

表－２ 「重要構造物」に関する工事

種別	工事の内容	細別・規模等
鉄筋コンクリート構造物	橋梁下部工（橋台・橋脚）	修繕・補強を除く
	函渠工（プレキャストを除く）	内空断面積25m ² 以上
	排水機場本体工	下部工
	R C擁壁工 （プレキャストを除く）	高さ 5 m以上
	橋梁上部工	修繕・補強を除く、P C橋を含む
	ケーソン工	製作・据付
無筋コンクリート構造物	ダム工	
	砂防堰堤工	
鋼構造物	橋梁上部工	修繕・補強を除く
	矢板護岸工	
トンネル	トンネル工	管きょ工（シールド工）を含む
複合構造物	水門工	高さ 3 m以上
	樋門・樋管工	
	堰本体工	
土構造物	高盛土工	高さ15m以上
共同溝	共同溝本体工	

※ 施工時や将来の改修等に伴い、車両の通行規制、防災機能の低下等による社会的影響が大きい構造物を示します。

4-2 落札者決定基準（実施要領 第3条）

（落札者決定基準）

第3条 総合評価落札方式（施工計画評価型）による入札に係る申込みのうち価格その他の条件が県にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）は、次条から第6条に定めるところによる。

- ① 総合評価落札方式を実施する場合は、あらかじめ落札者決定基準を設定します。（地方自治法施行令第167条の10の2第3項）
- ② 落札者決定基準とは、「評価基準」、「評価の方法」、「落札者決定の方法」及び当該工事において必要となるその他の基準によって構成されます。
- ③ 落札者決定基準は、工事の特性に応じて異なるため、その内容は入札公告等によって示します。

4-3 評価基準（実施要領 第4条）

（評価基準）

第4条 総合評価落札方式（施工計画評価型）は、公募型一般競争入札又は制限付き一般競争入札の入札方式によって実施することとし、**別表2**「評価基準（施工計画評価型）」に定める評価基準を適用する。

- ① 入札方式は、公募型一般競争入札又は制限付き一般競争入札を適用します。
なお、総合評価落札方式における各入札方式の事務手続については、原則として価格競争方式と同様の運用を行うこととします。
- ② 総合評価落札方式（施工計画評価型）は、入札参加を制限する要素を持つ評価項目が含まれるため、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定に基づく調達契約（WTO政府調達協定の対象工事）には、適用できません。

4-4 評価の方法（実施要領 第5条）

（評価の方法）

第5条 評価は、次の算定式によって得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格（単位：億円）} \\ &= (\text{標準点（90点）} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点}) / \text{入札価格（単位：億円）} \end{aligned}$$

- 2 施工体制評価点は、土木部土木請負工事の施工体制確認型総合評価落札方式実施要領（以下「施工体制確認型実施要領」という。）で定める評価基準によって各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値（小数点以下第4位四捨五入）とする。
- 3 加算点は、第4条で定める評価基準によって各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値（小数点以下第4位四捨五入）とする。

- ① 総合評価落札方式（施工計画評価型）における評価値の算定は、「除算方式」を採用します。
- ② 施工体制評価、加算点の算出については小数点第3位までとし、小数点以下第4位を四捨五入して得た数値とします。

4-5 落札者決定の方法（実施要領 第6条）

（落札者決定の方法）

第6条 契約担当者は、入札参加資格を満たす者のうち次の全ての要件に該当する者について、第4条、第5条及び第11条の規定に基づき確定した評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) 施工計画の提案について、「仕様どおりの施工が期待できない」に該当しないこと。
- (2) 第4条に規定する評価基準を適用して各入札参加者の得点を決定するために提出を求める資料（以下「技術資料」という。）の審査において、「契約に適合した履行ができない」に該当しないこと。
- (3) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (4) 評価値が基準評価値（標準点を予定価格（億円単位）で除して得た数値）を下回らないこと。
- (5) 低入札価格調査対象工事の入札において入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格が失格基準価格以上であり、当該入札価格で工事の適正な履行を確保することができると認められること。

① 総合評価落札方式（施工計画評価型）では、低入札価格調査制度を適用しています。

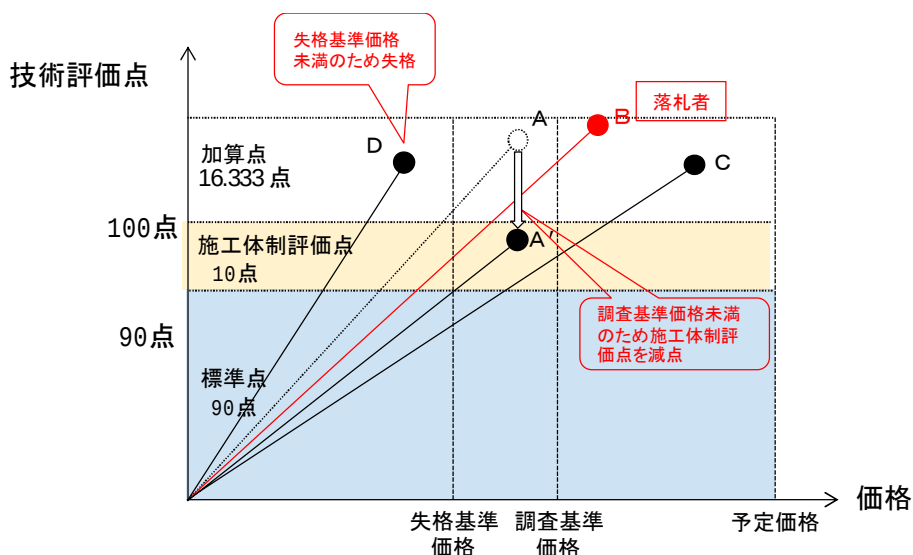


図-1 落札者決定のイメージ（除算方式）

4-6 学識経験者の意見聴取（実施要領 第7条）

（学識経験者の意見聴取）

第7条 契約担当者は、落札者決定基準を適用するに当たっては、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くものとする。

2 契約担当者は、学識経験者の意見を踏まえ、必要があると認める場合は、落札者決定基準を修正するものとする。

3 契約担当者は、第1項の規定に基づく意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについても意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、第6条の規定に基づく当該落札者を決定しようとするときに学識経験者の意見を聴くものとする。

- ① 地方自治体が総合評価落札方式を実施する場合は、2人以上の学識経験者への意見聴取が義務付けられています。（地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項）
- ② 総合評価落札方式（施工計画評価型）における学識経験者の意見聴取については、土木部契約管理課が1か月に1回程度の頻度で対象工事を取りまとめ、一括して意見聴取を行います。
- ③ 学識経験者の意見聴取において意見が付された場合は、学識経験者の意見を踏まえて落札者決定基準の修正を技術審査会で審議します。審議内容と結果については、土木部契約管理課から、改めて学識経験者に報告するものとします。
- ④ 学識経験者への意見聴取後に、事業の進捗状況や工事内容の変更（軽微な変更を除く）、技術審査会の審議等によって、総合評価落札方式の実施内容を変更する場合は、再度学識経験者の意見聴取を行います。軽微な変更とは、落札者決定基準の決定要素のうち、工事内容に係る構造又は工法に変更がない場合、施工規模に変更があった場合で主たる工事内容に変更がない場合等とします。

4-7 技術審査会の設置（実施要領 第8条）

（技術審査会の設置）

第8条 契約担当者は、次の業務を行うため、別に定めるところによって技術審査会を設置する。

- (1) 総合評価落札方式（施工計画評価型）によることの適否
- (2) 落札者決定基準の決定
- (3) 技術資料に関する評価の審査
- (4) 技術資料の記載内容が履行できない場合のペナルティの決定

- ① 技術審査会は、各土木事務所等に設置します。
- ② 技術審査会は、入札の公正性を確保するため、過半数以上の委員の出席のもとで開催し、審議に当たっては複数の委員による合議によって行います。
- ③ 技術資料の審査を行う場合は、技術資料の企業名等、提出者を判別することができる情報に対して原則マスキングを行い、審査時に恣意性が生じないよう公正に審議します。
- ④ 契約後の履行確認において施工計画に不履行が認められる等、技術資料の記載内容が満足できない場合、ペナルティ適用の可否及びその内容について、技術審査会において審議します。
（「4-12 技術資料の記載内容の担保」参照）

審議事項	審議内容
ペナルティ適用の可否	不履行の原因が受注者の責によるものかつやむを得ないものであるか否かについて
ペナルティの内容	工事成績評定点の減点 不履行となる評価項目数及びその内容

4-8 入札参加者への周知（実施要領 第9条）

（入札参加者への周知）

第9条 契約担当者は、入札参加者に対し入札公告又は入札説明書（以下「入札公告等」という。）によって次の各号を周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式（施工計画評価型）を採用していること。
- (2) 技術資料を提出すること。
- (3) 第4条に規定する評価基準に基づく評価項目及びその配点に関すること。
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 技術資料の記載内容の担保
- (6) 総合評価に関する審査結果が公表されること。
- (7) 評価項目の得点に係る照会ができること。

- ① 総合評価落札方式（施工計画評価型）における入札に係る諸手続については、各工事の入札に際して行う入札公告によって示します

4-9 技術資料の提出（実施要領 第10条）

（技術資料の提出）

第10条 入札参加者は、第1回目の入札に際し、入札公告等に定める全ての技術資料を提出しなければならない。

- 2 全ての技術資料の未提出者又は白紙提出者の行った入札は無効とする。
- 3 入札参加者から提出された技術資料の再提出又は修正は、原則として認めない。
- 4 再度の入札を行う場合は、第1回目の入札に際し提出された技術資料に基づき入札を行う。
また、不落随契に際して見積書を提出する場合も同様とする。
- 5 施工計画については、主任技術者又は監理技術者として従事する予定の配置予定技術者が自ら作成するものとする。
なお、配置予定技術者が複数ある場合は、その中の1名が作成し、全ての配置予定技術者に周知した上で提出すること。

- ① 入札参加者は、入札時に全ての技術資料（根拠資料を含む。）を提出する必要があります。
- ② 白紙とは各様式への記載事項が全て未記入のものを含みます。
- ③ 次に該当する者の行った入札については、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とします。
 - ア 他の入札参加者と技術資料の内容について事前協議を行い作成したと認められる技術資料を提出した者。
 - イ 他者が作成したと明らかに認められる技術資料を提出した者。
 - ウ 自らが提出した技術資料の内容に他者の提出したものと一致又は近似する部分があるにもかかわらず、その理由、具体的な作成方法又は自らが独自に作成していることのいずれかを明らかにすることができない者。
- ④ 電子入札システムを使用する案件について、技術資料の容量が10MBを超えることが想定される場合は、入札説明書等に記載のとおり、根拠資料を持参等によって提出することができます。
- ⑤ 再度の入札を行う場合や不落随契に際して見積書を提出する場合は、第1回目の入札に際し提出された技術資料に基づき入札を行うこととし、技術資料の再提出は求めません。

4-10 技術資料等の審査（実施要領 第11条）

（技術資料等の審査）

第11条 契約担当者は、次の各号に掲げるところによって技術資料等の審査を行うものとする。

(1) 第4条及び第5条の規定に基づく評価値を決定するに当たっては、予定価格超過者並びに失格基準価格未滿等によって失格となった者及び施工体制確認型実施要領で定める追加資料（以下「追加資料」という。）の提出意思がない等によって無効となった者を除く入札参加者について、次に定めるところによって仮定した技術評価点（標準点と施工体制評価点と加算点の合計値）に基づき、評価値を算定する。

ア 施工体制評価点は、入札参加者が入札書に記載された入札価格及びその内訳に基づき、施工体制確認型実施要領により算定する。ただし、入札参加者が入札書に記載された入札価格が調査基準価格未滿の場合は、満点に3分の1を乗じて得た得点と仮定する。

イ 加算点は、入札参加者の技術資料のうち、評価区分「施工計画」について確認し算定した後、技術審査会の審査によって「施工計画」の評価点（得点）を確定する。その後、その他の評価区分（「施工計画」を除く）について、入札書に記載された評価区分毎の評価点（以下、「入札書自己申告評価点」という。）が全て正しい数値であるとして、加算点を仮定する。

(2) (1)の規定に基づく評価値の最も高い者が複数となった場合は、くじにより(3)から(9)までの規定に基づく審査の対象となる順位をつけ、順位が上位（数字が小さい）者を評価値の最も高い者とする。

(3) (1)から(2)までの規定に基づく評価値の最も高い者に対する技術評価点のうち、その他の評価区分（「施工計画」を除く）の加算点について、次に定めるところによって、自己評価申告書の記載事項を確認し、技術評価点を算定する。

ア 自己評価申告書の評価点欄に数値の記載がない場合は、当該評価項目の最低点とする。

イ 自己評価申告書の評価内容欄に記載された事項と評価点欄に記載された数値が一致しない場合は、当該評価項目の最低点とする。

ウ 自己評価申告書の評価点欄に記載された数値と入札書自己申告評価点が一致しない場合、当該の入札書に記載された評価区分は、最低点とする。

(4) (3)の確認によって技術評価点が変更となった場合は、確認した技術評価点に基づき評価値を再算定する。その結果、評価値の最も高い者が変更となった場合は、評価値の最も高い者を選定するまで、(2)から(3)の規定に基づく確認を行う。

(5) (1)から(4)までの規定に基づく評価値の最も高い者に対する技術評価点のうち、その他の評価区分（「施工計画」を除く）の加算点について、次に定めるところによって、その他の評価区分（「施工計画」を除く）に関係する全ての技術資料の記載事項を確認し、技術評価点を算定する。

ア 自己評価申告書に記載された各評価項目における評価点欄の点数が、より高い評価となる場合は、当該評価項目は自己評価申告書の評価点欄の点数によって評価する。

イ 自己評価申告書に記載された各評価項目における評価点欄の点数が、より低い評価となる場合は、当該評価項目の最低点とする。

(6) (5)の確認によって技術評価点が変更となった場合は、確認した技術評価点に基づき評価値を再算定する。その結果、評価値の最も高い者が変更となった場合は、評価値の最も高い者を選定するまで、(2)から(5)までの規定に基づく確認を行う。

(7) (2)から(6)までの規定に基づく確認にて評価値の最も高い者に対する技術評価点のうち、(1)アのただし書きにて仮定した施工体制評価点について、施工体制確認型総合評価落札方式実施要領により、施工体制評価点を算定する。

(8) (7)の確認によって技術評価点が変更となった場合は、確認した技術評価点に基づき評価値を再算定する。その結果、評価値の最も高い者が変更となった場合は、評価値の最も高い者を選定するまで、(2)から(7)の規定に基づく確認を行う。

(9) (1)から(8)までの規定に基づく確認等により評価値の最も高い者を選定した場合は、その他の評価区分（「施工計画」を除く）の加算点及び施工体制評価点について、技術審査会の審査により確定するとともに、((1)イで確定した評価区分「施工計画」の加算点を加味して) 技術評価点及び評価値を確定（審査をしていない者を除く）し、評価値の最も高い者を決定する。

2 技術資料等の記載事項によって加点することができないと明確に判断できる評価項目の取扱いについては、契約担当者の判断による。

また、技術資料等の一部が未提出又は白紙であり、契約担当者が審査できないと明確に判断できる評価項目がある場合は、当該評価項目の最低点とする。

3 契約担当者は、技術資料等の内容について疑義がある場合は、必要に応じて技術資料等の記載事項に関するヒアリングを行うことができる。

また、その結果、補足の資料提出を求めることができる。

4 技術資料等に虚偽の記載をした者の入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

5 1(9)で決定した者が入札参加資格審査又は低入札価格調査で無効となった場合は、1(2)～(9)までの規定に基づき、新たに評価値の最も高い者を決定する。

① 自己評価申告書とは、入札公告等で定める評価項目に従い、入札参加者が自ら評価内容及び評価点を記入する技術資料です。

② 入札参加者は、入札書に入札価格及びその内訳並びに自己評価申告書の内容を反映した（評価区分「施工計画」を除く）評価区分毎の評価点を記載して提出してください。

③ 入札参加者は、入札時に全ての技術資料を提出してください。

④ 施工体制評価点については、入札書に記載された入札価格及びその内訳により、施工体制確認型実施要領に従い算定し、調査基準価格未満の場合は、仮値とします。

⑤ 加算点について、技術資料の確認は、⑥以降の手続きに従い、開札後に予定価格超過並びに失格基準価格未満等によって失格となった者及び追加資料の提出意思がない等によって無効となった者を除く入札参加者に対して行います。

⑥ 評価区分「施工計画」について、無効となったものを除く入札参加者の技術資料を確認算定し、技術審査会にて、評価区分「施工計画」の評価点（得点）を確定します。

⑦ 評価区分「施工計画」以外の評価区分は入札書に記載した評価区分毎の評価点を正しいと仮定し、④⑥の評価点を反映した技術評価点によって評価値を仮定します。

⑧ 入札書、自己評価申告書及び技術資料（施工計画は除く）の確認は、⑦で仮定した技術評価点による評価値が最も高い者に対してのみ行います。⑦で仮定した評価値の最も高い者が複数となった場合は、くじにより、審査の対象となる順位をつけ、順位が上位（数字が小さい）者を評価値の最も高い者としてします。

なお、評価値が最も高い者以外の者については、⑦で仮定した技術評価点及び評価値とし、技術資料（施工計画は除く）等の確認は行いません。

⑨ 施工体制評価点について、調査基準価格未満の場合に提出される追加資料の確認は、⑦⑧で仮定した技術評価点による評価値が最も高い者に対してのみ行います。

なお、評価値が最も高い者以外の者については、⑦で仮定した技術評価点及び評価値とし、追加資料の確認は行いません。

⑩ 技術資料等の確認・審査によって、評価値及び技術評価点が変更となった場合は、変更後の評価値及び技術評価点を該当する入札参加者の評価値及び技術評価点として確定します。

⑪ 契約担当者は、技術資料等の内容について疑義がある場合は、必要に応じて入札参加者に対して技術資料等の記載事項に関するヒアリングを行うことができます。

また、ヒアリング事項に対する補足の資料提出を求めることができます。

⑫ 技術資料等に記載のない事項については、ヒアリングの対象としません。

また、補足の資料の内容は、既に提出された技術資料等の確認に要するための補足事項のみと

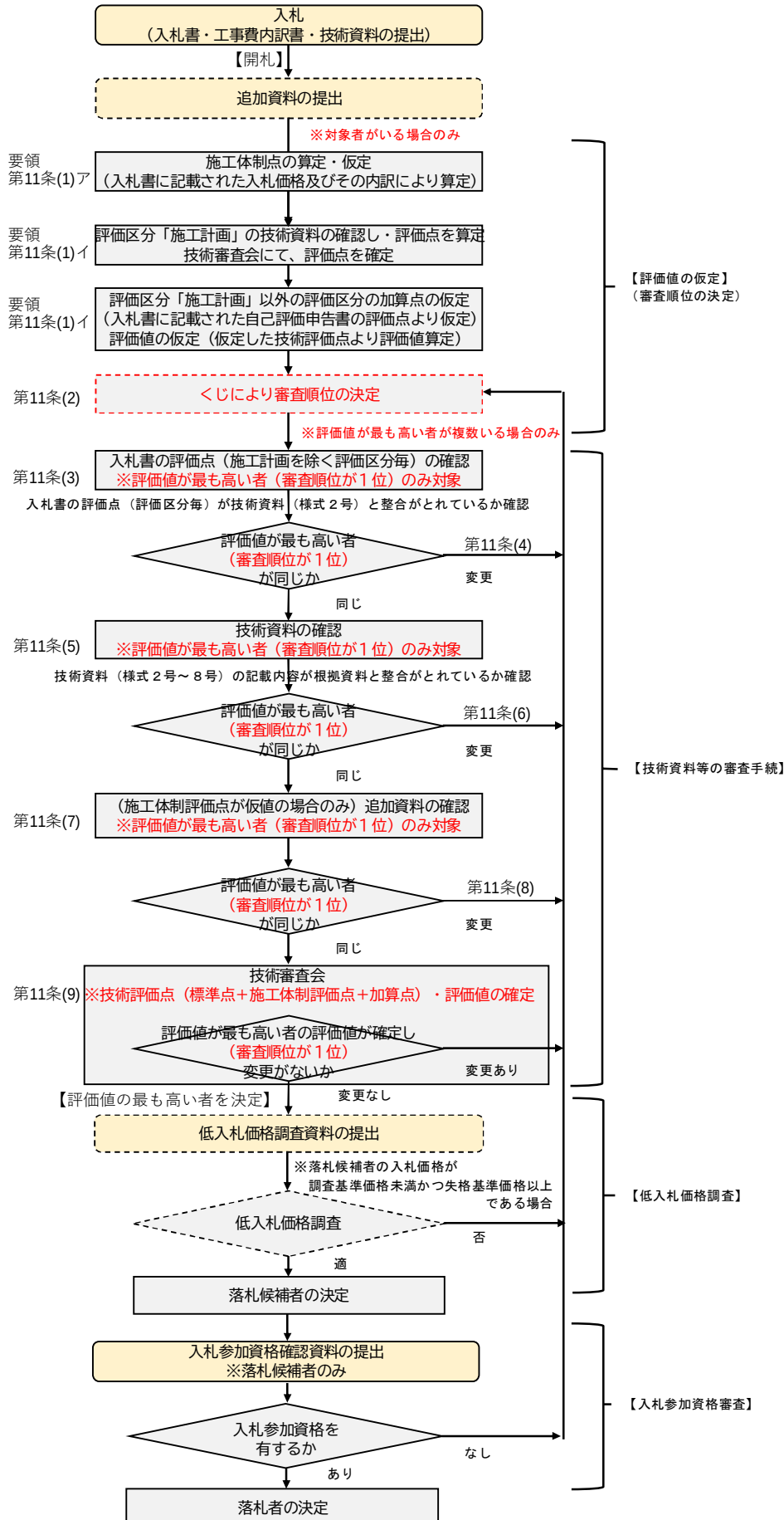
し、既に提出された技術資料等の変更や修正は認めません。ただし、電子で提出されたファイルが受注者の責によらないと判断されるバグ等で確認ができない場合の再提出は除きます。

- ⑬ 契約担当者は、ヒアリングや補足の資料によって技術資料等の確認をした上で、各評価項目に加点できる場合であっても、入札参加者が記載した入札書の評価点以上に加点することはありません。
- ⑭ 契約担当者は、ヒアリングや補足の資料によって技術資料等の確認ができない箇所があった場合、当該評価項目を最低点とします。
- ⑮ 技術資料等の一部が未提出又は白紙（各様式への記載事項が全て未記入のものを含む）であり、契約担当者が審査できないと明確に判断できる評価項目がある場合は、当該評価項目を最低点とします。

＜施工体制評価点の審査について＞

- ① 評価値が最も高い者が調査基準価格未満の場合は、追加資料の確認を行います。
- ② 入札価格が調査基準価格未満の場合、追加資料によって施工体制が確認できると認められる場合でも、満点は付与しません。

技術資料等の審査手続の流れ



4-11 落札者の決定通知及び公表（実施要領 第12条）

（落札者の決定通知及び公表）

第12条 落札結果の通知は、落札決定後、速やかに行う。

2 入札参加者は、前項の通知された日の翌日から起算して5日以内（兵庫県の休日を含める条例（平成元年兵庫県条例第15条）に定める県の休日を除く。）に、自らの評価項目の得点を様式1号によって照会することができる。

3 契約担当者は、前項の照会があった場合は、様式2号によって評価項目ごとの得点を回答するものとする。また、評価区分「施工計画」については、提案ごとの得点を回答することができる。ただし、不調等によって再度入札手続きを行う必要がある場合は回答しない。

4 契約担当者は、落札決定後、兵庫県建設工事入札・契約情報公表事務処理要領に基づく公表項目に加え、次の項目を落札決定日の翌日までに公表する。

(1) 評価値

(2) 施工計画、企業の施工能力、配置予定技術者の技術力、地域建設業者の育成、減点及び施工体制の確保の各評価区分の得点（各評価項目の合計点）

- ① 入札参加資格のない者、入札を辞退した者の「評価値」及び「各評価項目の合計点」については、公表しません。
- ② 予定価格超過者並びに失格基準価格未満等によって失格となった者の「評価値」及び「各評価項目の合計点」については、公表しません。
- ③ 技術資料等の審査結果である「技術評価点内訳書」の公表については、契約担当者において閲覧に供するほか、「入札情報サービス（PPI）」の「説明文書等」欄に掲載することによって行います。
- ④ 総合評価落札方式によって落札者を決定した場合は、「入札情報サービス（PPI）」の「備考・その他」欄に下記の表示を行います。

地方自治法施行令第167条の10の2第1項の規定に基づき落札者を決定しました。なお、評価値は本工事に提出された技術資料に対する評価であり、企業全体の技術力を表すものではありません。

- ⑤ 落札者決定後から契約締結までの間に入札結果を公表するときは、「技術評価点内訳書」の記載事項のうち、「予定価格」、「調査基準価格」、「失格基準価格」、「基準評価値」を非公表としています。

これらの記載事項については、契約締結後に改めて公表します。

- ⑥ 入札参加者から自らの評価項目の得点に係る照会があった場合、契約担当者は評価項目ごとの得点を回答するものとします。

なお、評価区分「施工計画」については、提案ごと且つ評価項目ごとの得点を回答することができます。

4-12 技術資料の記載内容の担保（実施要領 第13条）

（技術資料の記載内容の担保）

第13条 技術資料は設計図書に相当するものとして取り扱い、加点の有無に関わらず全ての記載事項に対して履行義務が生じる。ただし、監督員との協議により、履行の必要がないと認められる場合については、この限りではない。

2 受注者は、技術資料の記載事項に対する履行状況について適切な時期に監督員の確認を受けること。

3 受注者の責によって技術資料の記載内容が履行できない場合は、工事成績評定点を減じるとともに、当該工事が完成し、引渡し完了した日の翌年度7月から1年間、兵庫県が発注する土木請負工事における総合評価落札方式を適用する全ての工事において、得点の合計から減点を行う。ただし、受注者の契約担当者に対する書面による申出によって、技術資料の記載内容が履行できなかった原因が現場条件の変更や天候不良等の不測の事態によるもので、受注者の責によるものではないと認められる場合は、工事成績評定点の減点及び総合評価落札方式を適用する工事における得点の減点を行わない。

なお、年度とは、兵庫県の会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を示す。

4 契約担当者は、その違反によって契約の目的を達成できないと認められる場合は、契約を解除することができる。

5 技術資料等に虚偽の記載があった場合又は、受注者の責によって、技術資料の記載内容が履行できない評価項目数が多数に及ぶ場合は、兵庫県指名停止基準の適用対象とする。

① 現場条件に合致しない場合又は品質低下につながるおそれがある施工計画（工程表含む）については、仕様どおりの施工が期待できないものとして欠格とします。

② 受注者は技術資料によって申告した内容を施工計画書等に記載するとともに、履行の確認時期及び確認方法について、事前に受発注者間で協議を行う必要があります。

なお、施工計画書の作成に際しては、施工計画書の「(15) その他」等に「総合評価落札方式における技術資料の実施」の項目を設定の上、技術資料の記載事項に対する履行内容とその確認方法等について記載する必要があります。

③ 監督員は、提出された施工計画書等によって履行状況を適切に確認するとともに、履行確認の結果は受注者が工事打ち合わせ簿等の書面等によって適正に報告する必要があります。

④ 受注者の責によって技術資料の内容が満足できない場合は、実施要領第8条第1項(4)の規定に基づき技術審査会でペナルティの決定について審議の上、土木工事成績採点表の「7. 法令遵守等」において工事成績評定点を最大8点減じます。

また、当該工事の引渡し後の翌年度7月から翌々年度6月までの1年間、兵庫県が発注する土木請負工事における総合評価落札方式を適用する全ての工事において、不履行となる項目数に応じて得点の合計から減点を行います。

（「6-3-2 評価項目「減点項目」によるペナルティについて」参照）

⑤ 技術資料等に虚偽の記載があった場合は、兵庫県指名停止基準において指名停止になる場合があります。また、同一工事において、3項目以上の不履行が行われた場合は、兵庫県指名停止基準において指名停止になる場合があります。

⑥ 悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第4号の規定によって、契約を解除する場合があります。

4-13 技術資料等に関する機密の保持（実施要領 第14条）

（技術資料等に関する機密の保持）

第14条 契約担当者は、技術資料等の記載内容が提案者以外の者に知られることのないように取り扱う。ただし、落札者の提案内容については、その概要について公表する場合がある。

- ① 技術資料に対する詳細な評価結果は、兵庫県情報公開条例第6条第1項(1)（個人に関する情報）、同項(2)（法人等に関する情報）、同項(6)（事務又は事業に関する情報）に該当するため、下記理由によって非公開としています。

ア 個人情報

入札参加者から提出された技術資料は、特定の個人が識別可能な個人情報が含まれており、個人のプライバシーを侵害するおそれがあります。

イ 法人等情報

入札参加者から提出された技術資料は、当該法人の事業活動に関する情報であり、当該法人の正当な利益を害するおそれがあります。

ウ 事務事業執行情報

技術資料の審査は、企業の施工能力や技術者の技術力等に対する評価を行っており、詳細な評価結果を公表・通知することで提案内容が画一化することによって、制度の形骸化が進行し、技術力および工事品質の向上が見込めなくなるおそれがあります。

- ② 契約担当者は、記者発表等によって技術資料の記載内容を公表する必要があるときは、あらかじめ該当する入札参加者の了解を得た上で、その概要を公表します。

4-14 その他（実施要領 第15条）

（その他）

第15条 契約担当者は、この要領の執行に関して疑義が生じた場合は、技術審査会において審議の上、対応するものとする。

- ① 入札公告等と本手引の記載事項が異なる場合は、入札公告等が優先されます。

5 技術資料に関する注意点

総合評価落札方式（施工計画評価型）実施要領に示す各評価項目について、技術資料の作成に当たっての注意点は、次の通りです。

なお、技術資料作成の詳細については、「技術資料作成の手引き」に記載しています。

5-1 施工計画

評価区分「施工計画」は、工事の制約となる技術的な課題に対する取組等を評価します。評価項目、配点及び評価方法は次のとおりです。

評価区分	評価項目	配点	評価方法			
			1提案	2提案	3提案	
施工計画	施工上の留意事項 (5-1-1)	2点 又は 3点	具体的に記載されている	2点	1.5点	1点
			具体的でない記載である	0点	0点	0点
	検討事項とその理由 (5-1-1)	2点 又は 3点	具体的に記載されている	2点	1.5点	1点
			具体的でない記載である	0点	0点	0点
	検討事項に対する施工計画 (5-1-1)	12点 又は 18点	施工上の留意点、検討事項に記載された内容を全て踏まえた施工計画の工夫による課題解決方法の具体性・確実性および効果の程度により評価する	12点 ～ 0点	9点 ～ 0点	6点 ～ 0点
	【評価項目全てに適用】	—	現地施工条件が考慮されていない記載 仕様とおりの施工が期待出来ない記載 施工計画の提案として成立しない記載 契約が履行できない可能性がある記載	欠格		
合計		最大 24点				

5-1-1 施工上の留意事項、検討事項とその理由、検討事項に対する施工計画

(1) 評価項目の要点

- ① 発注者は、評価区分「施工計画」で工事毎に「発注者が指定する課題」を指定します。原則1課題指定しますが、現場状況等により技術的な課題が複数あると発注者が判断した工事（工種が多い工事、交通規制がある工事等）については、最大3課題指定することができます。
- ② 「発注者が指定する課題」1課題に対して、「施工上の留意事項」、「検討事項とその理由」と「検討事項に対する施工計画」の3つの評価項目の記載内容を1提案とします。
- ③ 「施工上の留意事項」は、発注者が指定する各課題に対して、入札参加者自らが工事の施工計画を検討するにあたり、提案のタイトルとして、課題解決に際して必要となる「施工上の留意事項」を具体的かつ簡潔に記載します。
- ④ 「検討事項とその理由」は、「施工上の留意事項」に記載された内容に対しての検討事項と検討事項とした理由を具体的に記載します。
- ⑤ 「検討事項に対する施工計画」は、「施工上の留意事項」及び「検討事項とその理由」に記載された内容を踏まえ、施工計画（の工夫など）による課題解決方法を具体的に記載し、その施工計画の実現性や課題解決の確実性・効果に関する考察を記載します。
- ⑥ 入札参加者は、発注者が指定する各課題に対する提案内容の記載については、以下の内容に留意し、実施箇所や数量等が具体的に分かるように記載する必要があります。
 - ・ 現地施工条件を踏まえている。
 - ・ 発注者が指定する課題に対する提案内容となっている。
 - ・ 記載内容は、各評価項目間で関連した内容となっており、かつ整合が取れた内容となっている。
 - ・ 技術的な工夫がみられる。
 - ・ 提案された施工計画は実施可能な内容である。
 - ・ 課題解決や効果が期待できる。
- ⑦ 各提案は、⑥の留意点を踏まえ、具体的に記載されているか否か、特に「検討事項に対する施工計画」の記載内容は、当該工事における現地施工条件等を考慮し、記載された施工計画の実現性、課題解決の確実性や効果の程度を踏まえ評価します。
- ⑧ 過剰な品質など必要以上の効果を得るための提案や過度なコストを要する提案（オーバースペック）については、優れた提案であっても、評価項目「検討事項に対する施工計画」を加点なしとする場合があります。（参考：「総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集」（平成23年3月国土技術政策総合研究所））

(2) 提出資料

① 施工計画評価型様式3号

- ・ 入札参加者は、「商号又は名称」、「工事名」、「施工上の留意事項」、「検討事項とその理由」、「検討事項に対する施工計画」の各欄について記載する必要があります。
- ・ 本様式は、配置予定技術者が自ら記載する必要があります。
 なお、配置予定技術者が複数ある場合は、その中の1名が記載し、全ての配置予定技術者に周知した上で提出する必要があります。
- ・ 「施工上の留意事項」については、それぞれの提案の内容の違いが明確となるように記載する必要があります。
- ・ 「発注者が指定する課題」の各々に対して、評価項目「施工上の留意事項」「検討事項とその理由」及び「検討事項に対する施工計画」を記載する必要があります。

（次頁に続く）

- ・ 本評価項目の様式はA 4版 1 枚につき 1 提案を記載し、発注者が求める提案数まで提出できます。
 なお、求める提案数以上提出された場合は「提案数超過」(0 点)とし、全ての提案に対して評価を行いません。
- ・ 提案ごとの文字の量によって、行高さを適宜調整してもよいが、列幅や余白等の書式は変更せず、A 4版 1 枚に収まるように作成します。
 なお、行高さの調整を認める範囲については、「施工上の留意事項」、「検討事項とその理由」、「検討事項に対する施工計画」の各記載欄のみとし、これらの記載欄の範囲内で適宜調整することができます。
- ・ 文字の大きさは11ポイント以上とし、適宜調整しても構いません。
 また、フォントはMS ゴシック体とし、文字に下線・太字・斜字等の加工は可能です。
- ・ 印刷しても記載欄内に収まるように作成します。印刷時に記載欄からはみ出た部分については評価しないことがあります。
- ・ 記載欄内に図面、イラスト等を適宜挿入することができます。縮尺は自由ですが、印刷しても読み取ることができるように配慮し作成します。審査の際に読み取ることができない場合は評価しないことがあります。
- ・ 必要に応じて、図面、イラスト等を別紙(様式は任意)にて提出することができます。
 ただし、別紙に記載できるのは様式の記載事項に対する説明図程度とし、提案内容は記載できないこととします。

(3) その他の留意事項

- ① 記載した評価項目のいずれかについて「現地施工条件が考慮されていない」「仕様どおりの施工を期待出来ない」「施工計画の提案として成立しない」「契約が履行できない可能性がある」(欠格)と評価された場合は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とします。
- ② 「発注者が指定する課題」の各々に対して評価項目の内1 つでも記載のない提案、記載内容に明らかな錯誤がある提案、各評価項目の記載内容が 1 提案内で整合が取れていない提案は、「施工計画の提案として成立しない」(欠格)として評価します。
- ③ 1 提案に複数の留意事項が記述されていると認められる場合は、その提案は加点なしとします。
- ④ 「検討事項とその理由」、「検討事項に対する施工計画」について、他の提案と同内容の重複提案であると判断できる場合は、加点はいずれか 1 提案のみに対して行います。なお、「発注者が指定した課題」の各々に対する提案内容が、同じ施工計画(工夫)であるが、施工上の留意事項、検討事項とその理由および課題解決・効果に違いがある場合は、提案内容は違うものと判断します。
- ⑤ ④について重複提案があった場合は、加点が最も高くなる 1 提案のみ評価対象とし、評価対象外となった提案は加点なしとします。
- ⑥ 設計図書の内容に変更が生じた場合は、その変更箇所及びその関連箇所について、入札時に提出された施工計画の内容を踏まえた、施工計画の変更を行うことができます。
- ⑦ 受注者の責めによらないやむを得ない理由によって、設計図書の内容に変更が生じ提案した施工計画を履行できない場合は、監督員との協議によりペナルティの対象外とする場合があります。
- ⑧ 提案及び変更した施工計画は、加点の有無にかかわらず全ての提案について、施工計画書に記載の上、監督員に提出するとともに、その履行状況について適切な時期に監督員の確認を受ける必要があります。

(次頁に続く)

- ⑨ 提案及び変更した施工計画の履行状況について、監督員の確認を得ることが出来ない場合又は監督員に確認を求めない場合は、「受注者の責によって技術資料の記載内容を満足できない場合」に該当し、「**4-12 技術資料の記載内容の担保**」のとおり、ペナルティの対象となります。

5-2 企業の施工能力

評価区分「企業の施工能力」は、企業が保有する施工実績の他、地域貢献、社会貢献に対する取組等を評価します。なお、共同企業体（JV）で実施する工事においては、工事毎に条件を設定するため、入札公告等を確認してください。

評価項目、配点及び評価方法は次のとおりです。

評価区分	評価項目	配点	評価方法		
企業の 施工能力	同種工事の施工実績 (5-2-1)	1点	実績がある。	1点	
			実績がない。	0点	
	工事成績 (5-2-2)	3点	申告する工事件数に応じて、右欄の点数を加算する。		
			工事1件 当たりの 得点 (4件)	85点以上	0.750点/件
				80点以上 85点未満	0.600点/件
				75点以上 80点未満	0.450点/件
				70点以上 75点未満	0.300点/件
				70点未満、該当工事なし	0.000点/件
	社会貢献点数 (5-2-3)	3点	100点以上		3.0点
			80点以上 100点未満		2.3点
			60点以上 80点未満		1.6点
			40点以上 60点未満		0.9点
			40点未満		0点
地域固有の社会貢献 活動 (5-2-4)	4点	実績がある。		2点又は4点	
		実績がない。		0点	
合計		最大 11点			

5-2-1 同種工事の施工実績

(1) 評価項目の要点

- ① 入札参加申込期限日の前年度以前の直近15年間及び年度中の入札参加申込期限日までに完成し引渡し完了した、国、地方公共団体等が発注した同種工事を元請として施工した実績を評価します。

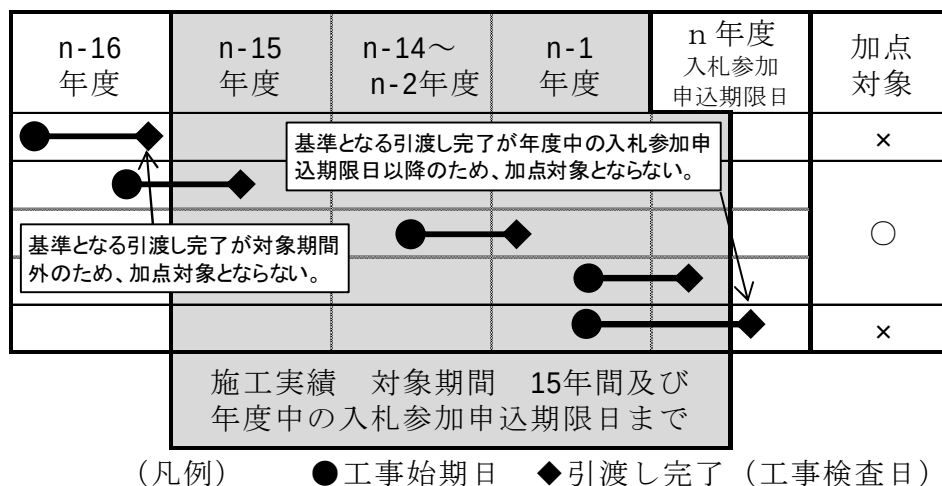


図-2 同種工事の施工実績の対象期間

- ② 同種工事とは、入札説明書に記載されている工事とします。
- ③ 「国、地方公共団体等」とは、国、地方公共団体又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第45条に規定する法人とします。
- ④ 共同企業体の構成員としての施工実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限りま。
- ⑤ 鉄道関連事業等で、施工上のやむを得ない理由によって兵庫県から受託した者が受注した工事を再発注した工事を含みます。
- ⑥ 入札参加資格の要件として同種工事の施工実績を求める場合には、評価項目としません。

(2) 提出資料

① 施工計画評価型様式5号【必須】

- 施工実績は1件記載できます。
なお、該当する工事がない場合は、「該当なし」を選択してください。
- 「発注機関名」欄は、「兵庫県」又は「その他の機関」を選択し、「その他の機関」を選択した場合は、官庁名や地方公共団体名等を記載してください。
- 「施工実績」欄、同種工事であることが判断できる規格、寸法等を具体的に記載してください。
- 工期の末日（完成日）が入札参加申込期限日の2週間前から入札参加申込期限日の間の場合は、引渡し完了（工事検査日）を記入してください。

（次頁に続く）

② 登録内容確認書又は工事請負契約書の写し【必須】

- ・ 登録内容確認書とは、コリンズから出力される工事实績等（「会社名」、「発注機関名」、「工事名」、「工事箇所」、「契約金額」、「工期」、「発注形態（単体・JV）」、「出資比率（共同企業体の場合）」、「工事内容」、「引き渡しの完了」等）が記載された確認書です。
- ・ 竣工時または、竣工後訂正した登録内容確認書を提出してください。
- ・ 工事請負契約書等とは、工事請負契約書及び「会社名」、「発注機関名」、「工事名」、「施工場所」、「契約金額」、「工期」、「発注形態（単体・JV）」、「出資比率（共同企業体の場合）」、「工事内容」が確認できる書類（金抜設計書・構造図等）の提出が必要です。
- ・ 評価の対象となる部分をアンダーライン等によって明示してください。

③ 同種工事の施工実績を有することが確認できる資料の写し

- ・ ②によって同種工事の施工実績を有することが確認できない場合は、工事請負契約書等（金抜設計書、構造図等）の提出が必要です。
- ・ 評価の対象となる部分をアンダーライン等によって明示してください。

④ 工事の引渡し完了を示す資料の写し

- ・ 工事竣工後、コリンズへの竣工登録が完了していないため、②で工事請負契約書等を提出する場合、または、登録内容確認書を提出する場合でも工期の末日（完成日）が入札参加申込期限日の2週間前から入札参加申込期限日の間の場合に限り、工事の引渡し完了を示す資料（工事成績評定通知書等）の提出が必要です。
- ・ なお、工事成績評定通知書等が発注者より送付されていない場合は、誓約書を提出の上、後日届き次第、提出願います。
- ・ 評価の対象となる部分をアンダーライン等によって明示してください。

(3) その他の留意事項

- ① 契約担当者は、当該工事の現場条件や設計条件、技術的特性、地域特性等を考慮し、「同種工事、より同種性の高い工事の設定例（平成25年3月 国土技術政策総合研究所）」及び「入札参加資格要件」等を参考として、同種工事を設定します。
- ② 契約担当者は、施工計画評価型様式5号の「施工実績」の表欄に、同種工事の内容を踏まえた記載項目を設定します。

5-2-2 工事成績

(1) 評価項目の要点

- ① 入札参加者が申告する工事1件あたりの工事成績に対して点数を付与し、最大4件まで加点します。
- ② 申告する工事は、入札参加者の施工実績として工事实績情報サービス（コリンズ）に登録され、各発注機関が交付する工事成績評価結果の通知等を有することが必要です。
- ③ 対象工事は、兵庫県等（※1）又は公社等（※2）（※3）が発注した該当工種の土木工事を元請の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として契約工期の全期間に従事して対象期間内に完成し、引渡しが完了した工事です。
 - （※1）兵庫県、神戸市、近畿地方整備局
施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。
 - （※2）（公財）兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社、兵庫県住宅供給公社、近畿農政局、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱、阪神高速道路㈱
施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。
 - （※3）地方共同法人日本下水道事業団、（独）水資源機構
施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

なお、該当工種とは、入札公告等の「入札参加資格」に記載されている工種とします。
- ④ 兵庫県が発注した工事の場合は、その工事の入札公告等の「入札参加資格」に記載されている工種とします。なお、「港湾土木工事」と「一般土木工事」は同じ工種として取り扱います。
- ⑤ 兵庫県以外の機関が発注した工事については、登録内容確認書や工事請負契約書等の写し（根拠資料）により、該当工種が確認できる場合に限り評価対象とします。
- ⑥ 対象期間は、入札参加申込期限日の前年度以前の直近8年間です。但し、入札参加申込期限日が4月1日から6月30日までの場合は、入札参加申込期限日の前々年度以前の直近8年間とし、毎年7月1日に評価対象年度を更新します。

なお、③（※2）の機関が発注した工事については、平成30年7月1日以降に完成し、引渡しが完了したもの、③（※3）の機関が発注した工事については、令和3年10月1日以降に完成し、引渡しが完了したものに限りします。

（次頁に続く）

(1) 入札参加申込期限日がn年度の7月1日から3月31日までの場合

n-9 年度	n-8 年度	n-7～ n-2年度	n-1 年度	n 年度 入札参加 申込期限日	加点 対象
●	◆			基準となる引渡し完了が 対象期間外のため、加点 対象とならない。	×
●	◆				○
	●	◆			
		●	◆		
			●		◆
			●	◆	
			●	◆	
			●	◆	×

工事成績 対象期間 8 年間

(凡例) ●工事始期日 ◆引渡し完了 (工事検査日)

(2) 入札参加申込期限日がn年度の4月1日から6月30日までの場合

n-10 年度	n-9 年度	n-8～ n-3年度	n-2 年度	n-1 年度	n 年度 入札参加 申込期限日	加点 対象
●	◆				基準となる引渡し完了が 対象期間外のため、加点 対象とならない。	×
●	◆					○
	●	◆				
		●	◆			
			●	◆		
			●	◆		
			●	◆		
				●	◆	×

工事成績 対象期間 8年間

(凡例) ●工事始期日 ◆引渡し完了(工事検査日)

図-3 工事成績の対象期間

- ⑦ 共同企業体の構成員としての施工実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限りま。
- ⑧ 緊急小規模工事、点検・清掃・除草・除雪・凍結防止剤散布等の委託業務、その他入札参加者が自らの工事成績評定結果の通知等（根拠資料）を有しない工事は評価対象外とします。

(次頁に続く)

(2) 提出資料

① 施工計画評価型様式5号【必須】

- ・ 評価対象として申告する工事の工事成績を全て記載し、評価基準における評価方法欄の記載内容に対応する工事件数を算定します。
なお、該当する工事が無い場合は、「該当なし」を選択してください。
- ・ 「発注機関名」欄は、「兵庫県」、「神戸市」又は「その他の機関」を選択し、「その他の機関」を選択した場合は、官庁名や法人名等を記載してください。
なお、「兵庫県」、「神戸市」を選択した場合は、施工場所の記載は不要です。
- ・ 「施工場所」欄は、市町の名称まで記載してください。番地や字の記載は不要です。

② 工事成績評定結果の通知等の写し【必須】

- ・ 施工計画評価型様式5号に記入した工事の工事成績評定結果の通知等を提出する必要があります。

③ 登録内容確認書の写し【必須】

- ・ 5-2-1 同種工事の施工実績 (2)②と同じです。

④ 当該工事に該当工種が含まれていることが確認できる資料の写し

- ・ ②又は③によって該当工種が含まれていることが確認できない場合は、工事請負契約書、金抜設計書、構造図等の提出が必要です。
- ・ 評価の対象となる部分をアンダーライン等によって明示してください。

(3) その他の留意事項

- ① 施工計画評価型様式5号に記入した工事について工事成績評定結果の通知等の写しを提出しない場合、該当する工事成績を評価対象外とします。
- ② 対象となる工事の発注者は(1)③のみとし、地方機関で発注した工事も含みます。
- ③ 対象工事の対象期間は(1)⑥のみとし、対象期間以外に完成し、引渡しが完了したものは評価対象外とします。
- ④ 施工計画評価型様式5号に記入した工事において、評価対象外とする工事がある場合、該当工事の工事成績だけを最低点と評価するのではなく、当該評価項目「工事成績」を最低点で評価します。

5-2-3 社会貢献点数

(1) 評価項目の要点

- ① 入札参加申込期限日に有効な兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）に登載された、該当工種の「技術・社会貢献評価数値の合計」の点数から、技術評価数値の「工事成績」欄に登載された点数を減じた数値によって評価します。
- ② 該当工種が技術評価数値の「工事成績」欄に登載されていない工種である場合は、該当工種（6工種以外）の「技術・社会貢献評価数値の合計」の点数とします。
- ③ 該当工種は、入札公告等の「入札参加資格」に記載されている工種とします。
- ④ 復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）で応募できる工事において、復興JVで入札参加申込を行った場合の社会貢献点数は、代表構成員の点数で評価します。

(2) 提出資料

- ① 施工計画評価型様式5号【必須】
 - ・ 入札参加申込期限日に有効な兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）に登載された下記の数値を記載してください。
 - ア 技術・社会貢献評価数値の合計（該当工種の点数）
 - イ 技術評価数値のうち、工事成績によって加点された点数（該当工種の点数）
（※一般土木工事、アスファルト舗装工事、造園工事のみ）
- ② 兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）の写し【必須】
 - ・ 入札参加申込期限日に有効な兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）の提出が必要です。

(3) その他の留意事項

- ① 入札参加者は、入札参加申込期限日に有効な兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）を参照し、自己評価申告書に社会貢献点数を記載してください。
- ② 平均工事成績点を記載する必要はありません。
- ③ 登載状況確認期間（毎年9月中旬から9月下旬まで）中に出力したものは、(2)②の提出資料にできません。

5-2-4 地域固有の社会貢献活動

(1) 評価項目の要点

- ① 制限付き一般競争入札に限り、発注者が設定している場合は、地域固有の社会貢献活動を評価します。

※「地域固有の社会貢献活動」の設定例

入札参加申込期限日の前年度以前の直近〇年間におけるにおける〇〇県民局〇〇土木事務所発注
(施工場所が〇〇市又は〇〇町に限る)の除雪又は凍結防止剤散布業務の元請として契約した実績とする。

- ② 評価対象となる施工実績が1件以上ある場合に加点対象とし、該当する工事が複数ある場合も点数は同じです。
- ③ 復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）で応募できる工事において、復興JVで入札参加申込を行った場合の社会貢献活動の実績は、代表構成員が該当する社会貢献活動を実施したものに限りします。

(2) 提出資料

- ① 施工計画評価型様式5号
 - ・ 施工実績は、評価の対象期間中に元請として契約した実績のうち1件のみ記載できます。
なお、該当する工事が無い場合は、「該当なし」を選択してください。
- ② 登録内容確認書又は工事請負契約書等の写し
 - ・ **5-2-1 同種工事の施工実績** (2)②と同じです。
- ③ 地域固有の社会貢献活動の実績を確認することができる資料の写し
 - ・ ②によって地域固有の社会貢献活動の実績を確認することができない場合は、契約書等（工事請負契約書又は業務等委託契約書）、金抜設計書、構造図、特記仕様書等の提出が必要です。
 - ・ 評価の対象となる部分をアンダーライン等によって明示してください。

(3) その他の留意事項

- ① 地域維持型建設共同企業体の構成員における社会貢献活動の実績は、当構成員が該当する社会貢献活動を分担して実施したものに限りします。この場合は、構成員のうち該当する社会貢献活動を分担して実施したことが確認できる資料の提出が必要です。

5-3 配置予定技術者の技術力

評価区分「配置予定技術者の技術力」は、当該工事において配置予定技術者が保有する技術力を評価します。

応募方法が、特別共同企業体（JV）の工事の場合は、代表構成員の配置予定技術者の技術力を評価します。

復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）で応募できる工事において、復興JVで入札参加申込を行った場合、代表構成員又はその他構成員の配置予定技術者の技術力を評価します。

また、工場製作を含む工事において、「工場製作のみが行われる期間」と「現場を施工する期間」で別々の者を配置予定技術者として配置する場合は、「工場製作のみが行われる期間」における配置予定技術者も含めて、最大3名まで様式に記載ができます。なお、「工場製作のみが行われる期間」の配置予定技術者は、本評価区分の評価は対象外とします。

評価項目、配点及び評価方法は次のとおりです。

評価区分	評価項目	配点	評価方法	
配置予定技術者の技術力	同種工事の施工実績 (5-3-1)	1点	実績がある。	1点
			実績がない。	0点
	工事成績 (5-3-2)	2点	申告する工事件数に応じて、右欄の点数を加算する。	
			工事1件当たりの得点 (2件)	主任（監理）技術者、専任補助者又は現場代理人として従事した工事
				85点以上 1.000点/件
				80点以上 85点未満 0.750点/件
				75点以上 80点未満 0.500点/件
				70点以上 75点未満 0.250点/件
				70点未満 該当工事なし 0.000点/件
	継続学習（CPD）の取組状況 (5-3-3)	3点	推奨単位以上の取得実績がある。	
			推奨単位以上の取得実績がない。	
合計		最大6点		

5-3-1 同種工事の施工実績

(1) 評価項目の要点

- ① 入札参加申込期限日の前年度以前の直近15年間及び年度中に完成し、引渡しが完了した国、地方公共団体等が発注した同種工事を元請の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した実績を評価します。

なお、監理技術者補佐として従事した工事における施工実績は、申告することができません。

評価対象期間の考え方は、5-2-1 同種工事の施工実績 (1)①の参考図と同じです。

- ② 上記①以外の事項については、5-2-1 同種工事の施工実績 (1)②から⑥までと同じです。ただし、入札参加資格と別の施工実績を評価項目として設定する場合には、施工した実績を評価します。

(2) 提出資料

① 施工計画評価型様式6号【必須】

- ・ 施工実績は、配置予定技術者1名当たり1件記載できます。
なお、該当する工事が無い場合は、「該当なし」を選択してください。
- ・ 「発注機関名」欄は、「兵庫県」又は「その他の機関」を選択し、「その他の機関」を選択した場合は、官庁名や地方公共団体名等を記載してください。
- ・ 「施工実績」欄は、同種工事であることが判断できる規格、寸法等を具体的に記載してください。

② 登録内容確認書又は工事請負契約書等と工事成績評定通知書等の写し【必須】

- ・ 5-2-1 同種工事の施工実績 (2)②と同じです。
- ・ 従事した技術者の「氏名」、「生年月日」、「従事期間」が確認できる書類の提出が必要です。
- ・ 評価の対象となる部分をアンダーライン等によって明示してください。

③ 同種工事の施工実績を有することが確認できる資料の写し

- ・ ②によって当該技術者の配置及び同種工事の施工実績が確認できない場合は、工事請負契約書、金抜設計書、構造図、実施工程表、技術者通知書等の提出が必要です。
- ・ 評価の対象となる部分をアンダーライン等によって明示してください。

④ 工事の引渡しが完了したことを示す書類の写し

- ・ 5-2-1 同種工事の施工実績 (2)④と同じです。

(3) その他の留意事項

- ① 配置予定技術者は3名まで記載できます。複数の候補者が記載された場合は、配置予定技術者の技術力における、「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「継続学習（CPD）の取組状況」の合計点が最も低い者によって評価します。

- ② 工場製作を含む工事において、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間で別々の者を配置予定技術者として配置する場合は、工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を本評価項目における得点の合計が最も低い者の比較対象から除きます。

本様式には工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を含む全ての配置予定技術者を記載する必要があります。このうち、工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を記載するときは、当該配置予定技術者の技術者氏名欄の左の評価対象欄に「工場製作」と記載し、その他の記載欄を全て空白とします。

なお、工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者については、記載事項に対する根拠資料は必要ありません。

(次頁に続く)

- ③ 全て又は一部の配置予定技術者（工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を除く。）が契約締結までに、配置予定技術者に対する入札参加資格要件のいずれかに該当しないことが明らかな場合は、「契約に適合した履行ができない」ものとし、欠格と評価します。
- ④ やむを得ず途中交代した技術者の場合は、施工実績の有無についてコリンズや工程表等により確認します。
- ⑤ 上記以外の事項は、5-2-1 同種工事の施工実績 (3)と同じです。

5-3-2 工事成績

(1) 評価項目の要点

- ① 入札参加者が申告する工事1件あたりの工事成績に対して点数を付与し、最大2件まで加点します。
- ② 申告する工事は、工事实績情報サービス（コリンズ）に主任技術者、監理技術者又は現場代理人として登録され、各発注機関が交付する工事成績評価結果の通知等を有することが必要です。
- ③ 対象工事は、兵庫県等（※1）又は公社等（※2）（※3）が発注した該当工種の土木工事を元請の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として契約工期の全期間に従事して対象期間内に完成し、引渡し完了した工事です。
 - （※1）兵庫県、神戸市、近畿地方整備局
施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。
 - （※2）(公財)兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社、兵庫県住宅供給公社、近畿農政局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)
施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。
 - （※3）地方共同法人日本下水道事業団、(独)水資源機構
施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

なお、該当工種とは、入札公告等の「入札参加資格」に記載されている工種とします。
- ④ 契約工期の全期間に従事とは、工事開始日から引渡し完了した日までとし、工事を全面的に一時中止した期間、工場製作を含む工事において工場製作のみが行われる期間、工事検査後の後片付け期間を除きます。ただし、ダム、トンネル等の大規模な工事で、契約工期が多年に及ぶことによって工事途中に交代した場合であっても、従事した期間が24か月を超える場合に限り加点の対象とします。
- ⑤ 現場代理人として従事した工事の工事成績は、従事した工事の工事開始日以前に、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定された主任技術者として従事できる国家資格の合格を証明する書類を有していた場合に限り、加点します。
- ⑥ 専任補助者として従事した工事の工事成績は、主任技術者又は監理技術者と同等に加点します。
- ⑦ 工事成績の申告は1工事につき1件とし、主任技術者又は監理技術者と現場代理人を兼務した工事における工事成績は、重複して申告することができません。
また、監理技術者補佐として従事した工事における工事成績は、申告することができません。
- ⑧ 上記以外の事項については、5-2-2 工事成績 (1)④から⑧までと同じです。

(次頁に続く)

(2) 提出資料

- ① 施工計画評価型様式6号【必須】
 - ・ 5-2-2 工事成績 (2)①と同じです。
- ② 工事成績評定結果の通知等の写し【必須】
 - ・ 施工計画評価型様式6号に記入した工事の工事成績評定結果の通知等を全て提出する必要があります。
- ③ 登録内容確認書の写し【必須】
 - ・ 5-3-1 同種工事の施工実績 (2)②と同じです。
- ④ 当該工事に該当工種が含まれていることが確認できる資料の写し
 - ・ ②又は③によって該当工種が含まれていることが確認できない場合は、工事請負契約書、金抜設計書、構造図等の提出が必要です。
 - ・ 評価の対象となる部分をアンダーライン等によって明示してください。
- ⑤ 専任補助者として従事した工事の技術資料（旧施工能力評価型様式11号等）の写し
 - ・ 「専任補助者」として従事した工事の工事成績を申告する場合は提出が必要です。
 - ・ ③登録内容確認書と⑤の技術資料の整合を確認の上、専任補助者の実績を確認します。
 - ・ ②工事成績評定結果の通知等によって、「専任補助者」として従事したことが確認できる場合は⑤の技術資料の提出は不要です。
- ⑥ 国家資格の合格を証明する資料の写し
 - ・ 現場代理人として従事した工事の工事成績を申告する場合は、工事の工事開始日以前に、(1)⑤に示す国家資格を有していたことが証明できる書類（合格証明書等）の提出が必要です。

(3) その他の留意事項

- ① 施工計画評価型様式6号に記入した工事の工事成績評定結果の通知等の写しを提出しない場合、該当する工事成績を評価対象外とします。
- ② 対象となる工事の発注者は(1)③のみとし、地方機関で発注した工事も含みます。
- ③ 対象工事の対象期間は、5-2-2 工事成績(1)⑥のみとし、対象期間以外に完成し、引渡し完了したものは評価対象外とします。
- ④ 施工計画評価型様式6号に記入した工事において、評価対象外とする工事がある場合、該当工事の工事成績だけを最低点と評価するのではなく、当該評価項目「工事成績」を最低点で評価します。
- ⑤ 上記以外の事項は、5-3-1 同種工事の施工実績 (3)①②と同じです。

5-3-3 継続学習 (CPD) の取組状況

(1) 評価項目の要点

- ① 発注工事の工種が造園工事以外の場合は、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度 (CPDS) による入札参加申込期限日の前年度から起算して連続する直近過去5年間までにおける学習履歴を評価します。

年間とは、兵庫県の会計年度 (4月1日から翌年3月31日までの1年間) とします。

また、発注工事の工種が造園工事の場合は、造園CPD協議会の造園CPD制度による入札参加申込期限日の前年度以前の直近1年間までの実施記録を評価します。

n-5 年度	n-4 年度	n-3 年度	n-2 年度	n-1 年度	n 年度 入札参加 申込期限日	対象期間内の 取得単位合計	加点 対象
				←→		20以上	○
			←→	←→		40以上	
		←→	←→	←→		60以上	
	←→	←→	←→	←→		80以上	
←→	←→	←→	←→	←→		100以上	
期間が年度単位になっていない。	←→	←→	←→	←→		40以上	×
直近の年度になっていない。	←→	←→	←→	←→		40以上	
連続する年度になっていない。	←→	←→	←→	←→		40以上	
入札実施する当該年度の取得単位は対象外。	←→	←→	←→	←→		40以上	
継続学習 (CPD) 対象期間 5 年間							

図-4 継続学習 (CPD) 取得単位の考え方

- ② 推奨単位は、下表のとおりです。

継続学習制度 (CPDS) (一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会)

推奨単位	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
	20ユニット	40ユニット	60ユニット	80ユニット	100ユニット

造園CPD制度 (造園CPD協議会)

推奨単位	1 年間
	50単位

(2) 提出資料

- ① 施工計画評価型様式6号【必須】

- 継続学習 (CPD) の取得単位数を記載します。単位を取得していない場合でも、「0」と記載する必要があります。

- ② 学習履歴証明書の写し

- 継続学習 (CPD) の取得単位数が推奨単位以上の場合は、学習履歴証明書を提出する必要があります。
- 学習履歴証明書の証明期間は施工能力評価型様式4号における年間と一致する必要があります。
- 学習履歴証明書の証明日は入札参加申込期限日の前年度3月31日とします。

(次頁に続く)

(3) その他の留意事項

- ① 施工計画評価型様式 6 号に記入した推奨単位数以上の取得状況を示す学習履歴証明書を提出しない場合は取得していないものと評価します。
- ② 上記以外の事項は、5-3-1 同種の施工実績 (3)①②と同じです。

5-4 地域建設業者の育成

評価区分「地域建設業者の育成」は、評価項目欄に示す地域建設業者の育成につながる取組等について、当該工事における取組の有無を申告によって評価します。評価項目、配点及び評価方法は次のとおりです。

評価区分	評価項目	配点	評価方法				
地域 建設業者 の育成	地域精通度 (本店所在地) (5-4-1)	1点	本店の所在地が指定地域内にある。				1点
			本店の所在地が指定地域内にない。				0点
	県内企業の下請負人活用状況 (5-4-2)	2点	1次下請負人の全てを県内企業とする、又は元請負人が県内企業であり自社施工する。				2点
			上記に該当しない。				0点
	建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用 (5-4-3)	1点	CCUS を活用し、元請負人及び全ての下請負人に所属する技能者の就業履歴を記録(蓄積)する。				1点
			CCUS を活用しない。				0点
	【対象工事のみ設定】 ICTの活用 (5-4-4)	1点	当該工事において実施する。				1点
			当該工事において実施しない。				0点
	【対象工事のみ設定】 当該工事で使用する作業船 (5-4-5)	2点	自社保有船	1点	環境基準達成	1点	2点
					環境基準未達成	0点	
			自社保有船以外	0点	環境基準達成	1点	1点
					環境基準未達成	0点	
評価対象の作業船を使用しない。					0点		
合計		最大7点					

なお、各評価項目において加点を受けた受注者は、その内容を適正に履行する責務を有することになります。受注者の責によって技術資料の記載内容が履行できない場合は、ペナルティの対象となる場合があります。

詳しくは「4-12 技術資料の記載内容の担保」を参照してください。

5-4-1 地域精通度（本店所在地）

(1) 評価項目の要点

- ① 本店の所在地が契約工期中に継続して指定地域内に所在する場合に評価します。

(2) 提出資料

- ① 施工計画評価型様式2号【必須】
 - ・ 本店（主たる営業所）の所在地の指定地域内での所在（契約工期中に継続して）の有無について、記載してください。
- ② 兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）の写し【必須】
 - ・ 入札参加申込期限日に有効な兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）の提出が必要です。
 - ・ 登載状況確認期間（毎年9月中旬から9月下旬まで）中に出力したものは、(2)②の提出資料にできません。

(3) その他の留意事項

- ① 本店の所在地は、兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）に記載された本店の所在地によって評価します。
- ② 当該評価項目を「本店（主たる営業所）の所在地が契約期間中、継続して指定地域内にあり。」として申告した場合、契約工期中の履行状況について適切な時期に監督員の確認を受ける必要があります。
- ③ 当該評価項目を「本店（主たる営業所）の所在地が契約期間中、継続して指定地域内にあり。」と申告して、契約工期中の履行状況について監督員の確認を得ることが出来ない場合や監督員に確認を求めない場合は、「受注者の責によって技術資料の記載内容を満足できない場合」に該当し、「4-12 技術資料の記載内容の担保」のとおり、ペナルティの対象となる場合があります。

5-4-2 県内企業の下請負人活用状況

(1) 評価項目の要点

- ① 県内企業の下請負人活用状況について、1次下請負人の全てを県内企業とする、又は元請負人が県内企業であり自社施工することを申告する場合に評価します。
- ② 「県内企業」とは、建設業の許可を受けた主たる営業所（本店）が県内に所在するものとします。
- ③ 「1次下請負人」とは、当該工事において元請負人と直接下請負契約を行う1次下請企業とします。
- ④ 1次下請負人は、建設業法(昭和24年法律第100号)第二条に定義された「建設工事」の請負契約に該当するものを対象とし、資材業者、警備業者、運搬業者、測量業者等は対象としません。
- ⑤ 入札参加者は、あらかじめ工事内容や施工条件等を把握した上で、県内企業の活用が可能かどうか確認の上、申告する必要があります。

(2) 提出資料

- ① 施工計画評価型様式2号【必須】
 - ・ 当該工事における県内企業の下請負人活用状況について、有無を記入してください。

(3) その他の留意事項

- ① 当該評価項目を「1次下請負人の全てを県内企業とする、又は元請負人が県内企業であり自社施工する。」として申告した場合、契約後、施工体制台帳を監督員に提出するとともに、その履行状況について適切な時期に監督員の確認を受ける必要があります。
- ② 当該評価項目を「1次下請負人の全てを県内企業とする、又は元請負人が県内企業であり自社施工する。」と申告して、監督員の確認を得ることが出来ない場合や監督員に下請負人活用状況について確認を求めない場合は、「受注者の責によって技術資料の記載内容を満足できない場合」に該当し、「4-12 技術資料の記載内容の担保」のとおり、ペナルティの対象となる場合があります。なお、受注者の責によらない設計変更によって追加された工種について、県内企業を1次下請負人として活用、又は県内企業が元請負人として自社施工することが不可能な場合はその履行義務を免除します。

5-4-3 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用

(1) 評価項目の要点

- ① 当該工事において、CCUSを活用し、元請負人及び全ての下請負人（以下「各事業者」という。）に所属する技能者の就業履歴を記録（蓄積）することを申告する場合に、評価します。
- ② 契約後、設計変更によって追加された工事（工種）を行うために施工体制台帳に追加する必要が生じた下請負人についても、履行対象とします。
- ③ 入札参加者は、あらかじめ工事内容や施工条件等を把握した上で、活用する予定の下請負人がCCUSの事業者登録及び、当該下請負人に所属する技能者が技能者登録され、技能者の就業履歴の記録（蓄積）が可能かどうか確認の上、申告することが望ましい。
- ④ 当該評価項目を「CCUSを活用し、元請負人及び全ての下請負人に所属する技能者の就業履歴を記録（蓄積）する。」として申告した場合、契約の締結後、実施要領 別表2注15)の(ア)から(エ)までの内容について履行してください。
- ⑤ 元請負人が共同企業体の場合は、代表構成員及び全てのその他構成員各々に所属する技能者の就業履歴を記録（蓄積）する必要があります。
- ⑥ 「下請負人」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第二条に定義された「建設工事」の請負契約に該当するものを対象とし、資材業者、警備業者、運搬業者、測量業者等は対象としません。
- ⑦ 「技能者」とは、当該工事の工事現場において建設工事の施工に従事した者とし、技術者・現場代理人を含みます。
- ⑧ 下請負人の中でCCUSの事業者登録又は所属する技能者の技能者登録が未登録のためCCUS登録技能者の就業履歴を記録（蓄積）できない者（以下、「緩和措置対象者」という。）は、当面の間、緩和措置対象者が国土交通省へ『建設技能者を大切にする企業の自主宣言（愛称「職人いきいき宣言」）』を自主宣言することにより、履行したとみなします。
 なお、履行したとみなすには、国土交通省HPに掲載される自主宣言書に記載された宣言日が、「当該工事の工事の工期（始期日）より1年以前の日から履行確認日まで」の自主宣言書を提出した場合に限ります。
 ※自主宣言は、宣言日より1年以内にCCUSの事業者登録及び、所属する全技能者の技能者登録を行うことを宣言しているため。

(2) 提出資料

- ① 施工計画評価型様式2号【必須】
 - ・ 当該工事において、CCUSを活用し、元請負人及び全ての下請負人に所属する技能者の就業履歴を記録（蓄積）する取組の有無について、記入してください。

(3) その他の留意事項

- ① CCUSの利用方法については、一般財団法人建設業振興基金が提供するCCUSに関する各種資料を参照してください。
- ② 『建設技能者を大切にする企業の自主宣言（愛称「職人いきいき宣言」）』の宣言方法については、国土交通省HPより行ってください。
- ③ 履行確認の方法については、「総合評価落札方式 履行確認の手引き（CCUSの活用編）」によります。
- ④ 当該評価項目を「CCUSを活用し、元請負人及び全ての下請負人に所属する技能者の就業履歴を記録（蓄積）する。」と申告して、元請負人及び全ての下請負人に所属する技能者の就業履歴を記録（蓄積）をすることが出来ない場合や、監督員にCCUSの活用状況について確認を求めない場合は、「受注者の責によって技術資料の記載内容を満足できない場合」に該当し、「4-12 技術資料の記載内容の担保」のとおり、ペナルティの対象となる場合があります。

5-4-4 ICTの活用

(1) 評価項目の要点

- ① 当該工事においてICT活用工事を実施する場合に評価します。
- ② ICT活用工事とは、次の（ア）から（オ）までの全ての施工プロセスにICTを活用する工事とします。
 - （ア）3次元起工測量
 - （イ）3次元設計データ作成
 - （ウ）ICT建設機械による施工
 - （エ）3次元出来形管理等の施工管理
 - （オ）3次元データの納品
- ③ 入札参加者は、あらかじめ工事内容や施工条件等を把握した上で、ICT活用工事を実施することが可能かどうかを確認の上、申告する必要があります。

(2) 提出資料

- ① 施工計画評価型様式2号【必須】
 - ・ 当該工事におけるICTの活用状況について記入してください。

(3) その他の留意事項

- ① 当該評価項目を「当該工事において実施する。」として申告した場合、契約後、協議書（ICT活用工事計画書）を発注者に提出し、協議内容の同意、施工の指示を受けるとともに、その履行状況について適切な時期に確認を受けることが必要です。協議書（ICT活用工事計画書）を発注者に提出しない場合は、「受注者の責によって技術資料の記載内容を満足できない場合」に該当し、「4-12 技術資料の記載内容の担保」のとおり、ペナルティの対象となる場合があります。
- ② 当該評価項目を「当該工事において実施する。」として、施工に活用する技術が現場条件に合致しない場合や、品質の低下につながるおそれがある場合等によって、監督員の確認又は承諾を得ることが出来ない場合は、「受注者の責によって技術資料の記載内容を満足できない場合」に該当し、「4-12 技術資料の記載内容の担保」のとおり、ペナルティの対象となります。
- ③ 「土木部発注工事におけるICT活用工事の推進に関する試行方針」に基づき、ICT活用工事を実施する上で、受注者の責めによらないやむを得ない理由によってICTを活用できない場合や、監督員との協議によりICTを活用しない場合は、その旨を示す工事打合せ簿を提出してください。ペナルティの対象外となる場合があります。
- ④ 当該評価項目において加点された場合、「新技術・新工法の活用」の採用対象となる技術・工法からICT技術・機種に係る新技術・新工法を除きます。
- ⑤ 当該評価項目は、受注者が積極的にICTの活用を検討し、兵庫県土木部が取り組むICT活用工事の推進を図ることを目的としており、使用規模や数量の大小は問いません。

5-4-5 当該工事で使用する作業船

(1) 評価項目の要点

- ① 当該工事において使用する作業船について工程上必要な全期間に渡り自社保有船を使用する、又は環境基準を達成した作業船を使用する場合に評価します。
- ② 自社保有船とは、**100%**自社所有の船舶の他、親会社が**50%**以上の株式を保有している子会社が**100%**所有又は親会社と共有で**100%**所有している船舶をいいます。また、申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、かつ、実態として申請者が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う（ファイナンスリース）船舶も自社保有船に含めることが出来ます。
 傭船契約した船舶、共有保有船、借上、リース、下請保有船は自社保有船に含めません。
 共同企業体の場合、代表構成員またはその他構成員のいずれかが保有する船舶を自社保有船とする。
- ③ 環境基準を達成した作業船とは、当該作業船に搭載された全ての原動機が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3に規定された「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」（平成22年改正）を満たした環境負荷の低い作業船のことをいいます。なお、作業船の原動機として、「国際大気汚染防止原動機証書」が発行されていない原動機は評価の対象としません。

(2) 提出資料

- ① 施工計画評価型様式8号【必須】
 - ・ 対象となる作業船を使用する場合は、施工計画評価型様式8号の該当欄に必要な事項を記入してください。
 - ・ 複数の作業船を使用する場合でも、1隻についてのみ申告してください。
 - ・ 原動機一覧には、作業船建造時に設置された原動機もしくは建造時に設置された原動機を撤去した場合は、代替えとして設置された原動機すべてを記載してください。
 法律の対象外となる原動機については備考欄に「対象外」と記載してください。
- ② 「登記簿」「納税証明書」「海上保険証券」等の写し【必須】
 - ・ 作業船の所有者が確認できる資料として「登記簿」「納税証明書」「海上保険証券」等の写しを提出する必要があります。
- ③ 「株主名簿記載事項証明書」「共同保有契約書」等の写し
 - ・ 作業船を子会社が保有又は子会社と共有している場合は、親会社が子会社の株式を保有していることを確認できる資料として「株主名簿記載事項証明書」等の写しを添付してください。また、作業船の共有及び持ち分（出資）比率が確認出来る書類として、「共同保有契約書」や「海上保険証券」等の写しを提出する必要があります。
- ④ 「国際大気汚染防止原動機証書」の写しとそれに伴う作業船の写真（船名がわかる）や原動機の写真（形式番号がわかる）【必須】
 - ・ 環境基準達成の有無については、作業船に設置された原動機に対して発行される「国際大気汚染防止原動機証書」にて判断するため、原動機一覧に記載した原動機各々に対する「国際大気汚染防止原動機証書」の写しとそれに伴う作業船の写真（船名がわかる）や原動機の写真（形式番号がわかる）を提出する必要があります。
- ⑤ ②～④の資料の提出にあたっては、申請に必要な箇所以外はマスキングしても差し支えありません。

（次頁に続く）

(3) その他の留意事項

- ① 「当該工事において自社保有船を使用する、又は環境基準を達成した作業船を使用する。」として申告した場合、契約後、作業船の使用状況について施工計画書に記載の上、監督員に提出するとともに、その履行状況について適切な時期に確認を受けることが必要です。施工計画書を発注者に提出しない場合は、「受注者の責によって技術資料の記載内容を満足できない場合」に該当し、「4-12 技術資料の記載内容の担保」のとおり、ペナルティの対象となる場合があります。
- ② 申請した作業船は、現場施工時に履行義務が課せられるので留意してください。受注者の責により提案どおりに配置できなかった場合には、「受注者の責によって技術資料の記載内容を満足できない場合」に該当し、「4-12 技術資料の記載内容の担保」のとおり、ペナルティの対象となる場合があります。
- ③ 当該評価項目は、災害対応で出動する体制の確保や保有にかかるインセンティブ付与、環境に優しい作業船への更新を促すことを目的としており、作業船の規模の大小は問いません。

5-5 減点

評価区分「減点」は、兵庫県が発注した土木請負工事における総合評価落札方式の工事における、技術資料の記載内容に対する不履行の実績によって評価します。評価項目、配点及び評価方法は次のとおりです。

評価区分	評価項目	配点	評価方法		
減点	減点項目 (5-5-1)	-6点	技術資料の記載内容の 不履行項目数(1年間通算)	不履行なし	0点
				1項目	-2点
				2項目	-4点
				3項目以上	-6点
合計		-6点			

5-5-1 減点項目

(1) 評価項目の要点

- ① 入札参加申込期限日の前年度1年間(入札参加申込期限日が4月1日から6月30日までの間の場合は、入札参加申込期限日の前々年度1年間)に完成し、引渡しが完了した、兵庫県が発注した土木請負工事における総合評価落札方式の工事を、元請として施工した工事の技術資料の記載内容に対する不履行の実績とします。

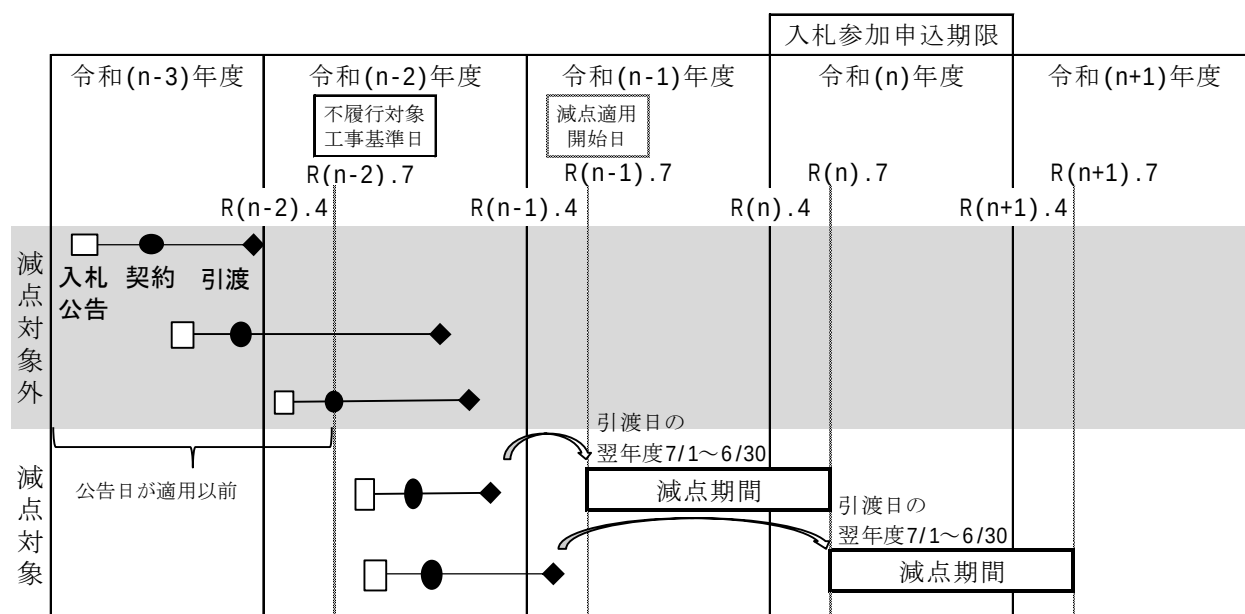


図-5 減点対象工事と減点期間の考え方

- ② 共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限ります。

(次頁に続く)

(2) 提出資料

① 施工計画評価型様式7号【必須】

- ・ 該当工事として申告する工事の不履行項目数を全て記載し、評価基準における評価方法欄の記載内容に該当する不履行項目数（1年間通算）を算定します。
 なお、該当する工事がない場合は、「該当なし」を選択してください。
- ・ 発注機関名は、県民局（センター）の名称を記載してください。

② 工事成績評定通知書等の写し【必須】

- ・ 施工計画評価型様式7号に記入した工事の工事成績評定通知書等（不履行項目数が記載されたもの）の写しを全て提出する必要があります。

(3) その他の留意事項

- ① 入札書と技術資料の記載内容(点数)の不一致及び、技術資料に記載された内容に誤りがあることが判明した場合は、当該評価項目の最低点（－6点）とします
- ② 詳しくは「6-3-2 評価項目「減点項目」によるペナルティについて」を参照してください。

5-6 その他の注意点

5-6-1 兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）について

《兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）の確認方法》

(1) 「入札情報サービス」を開きます。(以下のいずれかの方法でアクセスができます。)

- ・兵庫県ホームページ → ページ左の「目的から探す」内の「入札・公売情報」
→ 入札情報サービス
- ・URL (<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>) を直接入力。

(2) 「入札参加資格者名簿」のタブを押します。

(3) 「建設工事」と「有効な期間の名簿」を選択し、ID・パスワードを入力します。

※ ID・パスワードについては、兵庫県土木部契約管理課より送付されているはがきに記載されています。

※ 登載状況確認期間（毎年9月中旬から9月下旬まで）中に出力したものは、有効なデータではありません。

(4) 「出力」を押します。

(参考 兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）)

経審結果

審査基準日 平成 25 年 1 月 1 日

工 種	総合評価値(P)
土木一式	1111
P C	1111
建築一式	1111
とび・土工	111
電気	111
管	111
鋼構造物	111
鋼橋上部	111
ほ装	111
しゅんせつ	111
塗装	
防水	111
内装仕上	111
機械器具設置	
電気通信	
造園	111
さく井	
水道施設	111
消防施設	

技術評価数値

項 目	点数	加点希望
ISO9000	16	○
CPDS, CPDの単位取得者在籍（希望工種ごとに加点）		
一般土木工事	6	○
造園工事		
建築一式工事	6	○
さわやかな県土づくり賞	16	○
人間サイズのまちづくり賞		○
兵庫県優秀施工者賞表彰	4	○
VE提案	24	○
建設労働災害防止活動に取り組む企業	6	○
工事成績（希望工種ごとに加点）		
一般土木工事	120	
アスファルト舗装工事		
造園工事		
建築一式工事	90	
電気工事		
管工事		

社会貢献評価数値

項 目	点数	加点希望
法定雇用障害者数達成状況		
① 障害者雇用促進法第43条に係る報告業務	1 : 有	
② ①において「有」の場合における障害者雇用状況	1 : 達成	
達成		
③ 障害者雇用人数	9人	
ISO14000	16	○
エコアクション21		
建設雇用改善優良事業所知事表彰		○
兵庫県納税功労者表彰		○
ひょうご優良経営賞		○
男女共同参画社会づくり（協定）	8	○
子育て応援（協定）	8	○
災害応急対策業務等（協定）	12	○
災害応急対策業務（出動）		○
地域づくりのために資する重要な活動		○
公共施設受護活動	6	○
県関係事業等に対する支援活動		○
就業体験事業への協力	8	○
地域安全まちづくり活動に取り組む企業	6	○
協力雇用主が行う保護観察対象等の雇用		
建設業暴力追放活動に参加する企業	6	○

「5-2-3 社会貢献点数」の評価に使用
※《計算例》参照

《計算例》

例1) 該当工種が『一般土木工事』※1の場合

社会貢献点数 : $302 - 120 = 182$ 点

例2) 該当工種が『造園工事』の場合

社会貢献点数 : $176 - 0 = 176$ 点

例3) 該当工種が『P C橋梁（上部）工事』の場合

社会貢献点数 : 176点（6工種以外）

資格制限・指名停止数値

項 目	点数
資格制限	
6ヶ月以上の指名停止	

技術・社会貢献評価数値の合計

工 種	技術評価数値 (小計)	社会貢献評価 数値 (小計)	資格制限・指 名停止数値 (小計)	合計
一般土木工事	192			302
アスファルト舗装工事	66			176
造園工事	66			176
建築一式工事	162	110		272
電気工事				
管工事				
6工種以外	66			176

※1 工種「港湾土木工事」を含む

6 提案内容の履行について

総合評価落札方式を適用した工事の受注者は、技術資料に記載した全ての事項を適正に履行する義務が生じます。技術資料は設計図書として取扱い、その記載内容の履行について、適切な時期に監督員の確認を受けてください。

なお、受注者の責によって技術資料の記載内容が履行できない場合は、工事成績評定点を減じるとともに、当該工事が完成し、引渡しが完了した日の翌年度7月から1年間、兵庫県が発注する土木請負工事における総合評価落札方式を適用する全ての工事において入札参加する場合、評価項目毎の得点の合計から減点しますので、ご注意ください。

詳細については、各実施要領の第13条（技術資料の記載内容の担保）を確認してください。

6-1 履行状況の確認について

履行状況の確認が必要な評価項目については、「履行確認が必要な評価項目」の通りです。

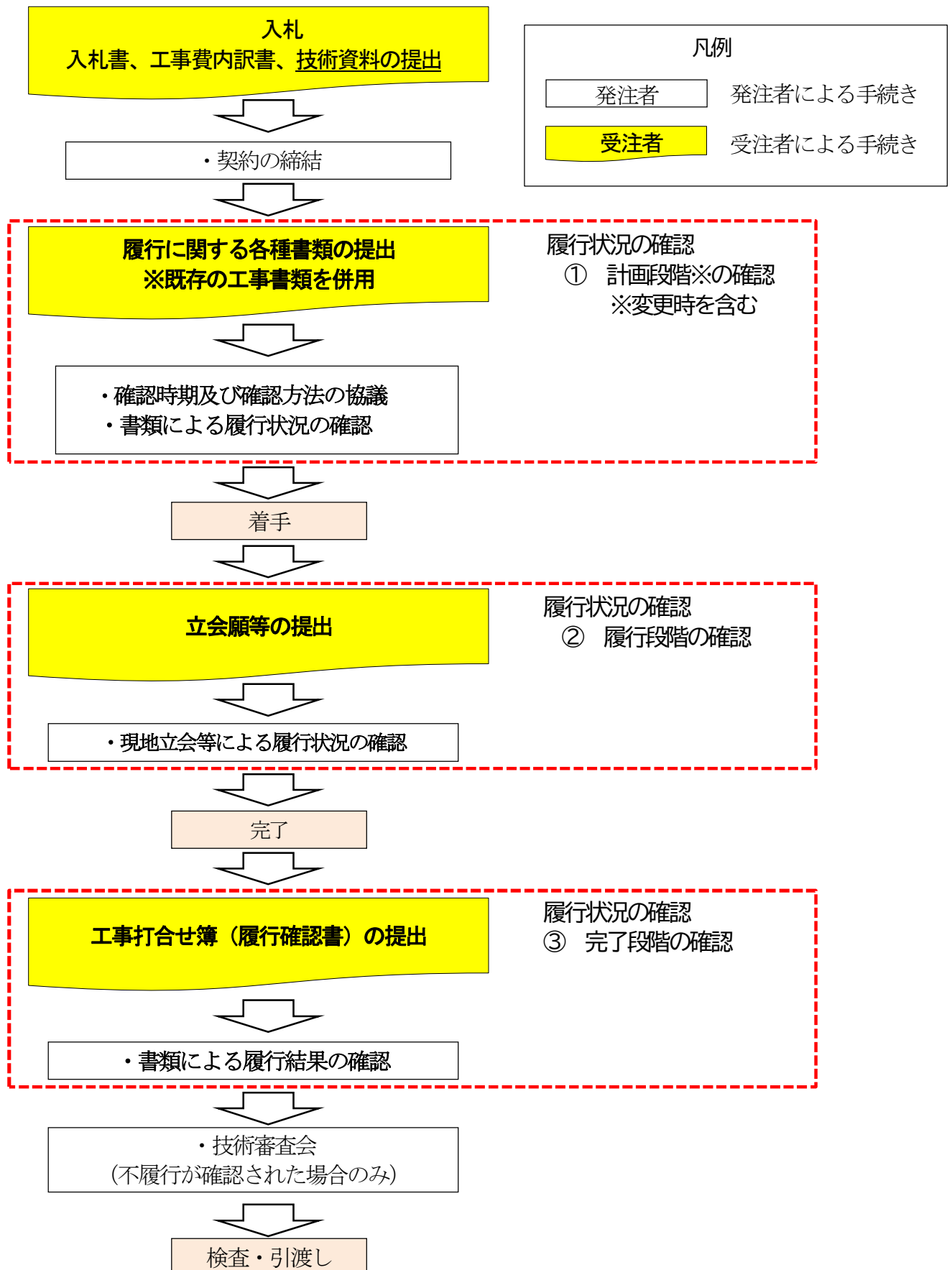
受注者は技術資料によって申告した内容を施工計画書等に記載し提出するとともに、履行の確認方法について、事前に発注者と協議を行ってください。

履行確認の手続きの標準的な流れについては次頁のフローの通りです。

評価区分	評価項目	関連する入札時の技術資料（様式）
施工計画	検討事項に対する施工計画	施工計画評価型様式3号
地域建設業者の育成	地域精通度	施工計画評価型様式2号
	県内企業の下請負人の活用状況	
	CCUSの活用	
	I C Tの活用	
	当該工事で使用する作業船	施工計画評価型様式8号

履行確認が必要な評価項目

履行確認の手続き標準フロー



6-2 履行状況の確認方法

履行状況の確認は全て下記資料の提出時に行います。

① 計画段階

提出書類	履行確認評価項目	提出時の注意事項
工事打合せ簿	全て	自己評価申告書を添付して、履行確認を要する項目について監督員の確認を受けてください。
施工計画書	検討事項に対する施工計画	技術資料（様式）に記載した提案内容を施工計画書に記載して提出してください。 「検討事項に対する施工計画」等、履行段階（施工中）に確認が必要な評価項目については、確認時期や方法について記載してください。
	当該工事で使用する作業船	
	地域精通度	「(15)その他」に建設工事入札参加者名簿（個票）を添付して提出してください。
施工体制台帳	県内企業の下請負人の活用状況	当初契約に含む全ての工種に対する下請負人（建設業法に基づく建設工事の請負契約に該当する1次下請けが対象）の全てが「建設業許可を受けた主たる営業所」が県内であることが必要です。 なお、下請負人が大臣許可の場合、主たる営業所の所在地がわかる資料を合わせて添付してください。
ICT活用工事計画書	ICTの活用	「土木部発注工事におけるICT活用工事の推進に関する試行方針」に基づき <u>全ての施工プロセス</u> を実施する必要があります。

② 履行段階

提出書類	履行確認評価項目	提出時の注意事項
立会願等	検討事項に対する施工計画	施工計画書に記載した時期・方法で監督員の確認を受けてください。
	当該工事で使用する作業船	変更が生じた場合は、その都度協議を行い、履行に努めてください。
工事打合せ簿	CCUS の活用	現場ID 及び発注者支援機能にて設定した監督員用のパスワードを工事打合せ簿により報告してください。
		CCUS の活用の履行確認日を工事打合せ簿により協議してください。
就業履歴情報※1		工事始期日から履行確認日までの全ての就業履歴情報を申請フォームから提出してください。 なお、提出方法は、総合評価落札方式 履行確認の手引き（CCUS の活用編）によります。
職人いきいき宣言書※2		緩和措置対象者の職人いきいき宣言書を申請フォームから提出してください。 なお、提出方法は、総合評価落札方式 履行確認の手引き（CCUS の活用編）によります。

※1 CCUS より出力される「帳票 NO. 2-2 就業履歴一覧（月別集約）」及びその CSV データ

※2 国土交通省ホームページより取得した宣言書

③ 完了段階

提出書類	履行確認評価項目	提出時の注意事項
工事打合せ簿	確認を要する項目全て	各評価項目の履行結果をまとめた履行確認書（任意様式）を作成して監督員の確認を受けてください。

6-3 履行が困難になった場合の対応について

提案内容のすべての事項については履行の義務が生じることに留意してください。

工事の契約工期中に履行が困難になった場合は、受発注者間協議によって、履行方法を協議の上、履行に努めてください。

6-3-1 工事成績評定点の減点によるペナルティについて

受注者の責によって技術資料の記載内容が履行できない場合は、当該工事の工事成績評定点を減じることとします。工事成績の減点に関する判断基準は、土木部土木請負工事成績評定の実施要領を準用します。

- ① 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、土木部土木請負工事成績評定の実施要領別紙2-4「7 法令順守」における「8. その他の項目」で減ずる措置を行います。
- ② 受注者の責によらないやむを得ない理由による不履行はペナルティの対象となりませんが、書面の提出及び協議は必要です。
- ③ ペナルティの事例は次頁の通りです。

(ペナルティの事例)

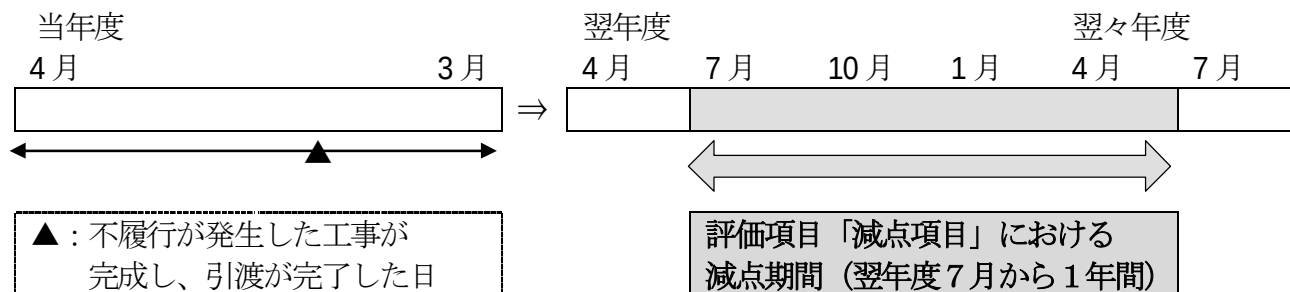
事例	工事成績評定点 の減点(注2)
(1) 当該工事において不履行(A)が1項目発生した場合 (2) その他、技術審査会において軽微な不履行(工事の品質に大きな影響を及ぼさない)と認定された場合	－3点
(1) 当該工事において不履行(B)が発生した場合 (2) 不履行(A)の評価項目の点数を減点した上で、入札時の評価値を再計算した結果、落札者の評価値が他の入札参加者の評価値を下回る場合 (3) その他、技術審査会において重大な不履行と認定された場合	－5点
(1) 当該工事において不履行(A)が2項目以上発生した場合 (2) 当該工事において不履行(B)に加え、不履行(A)が1項目以上発生した場合 (3) 不履行(B)の評価項目の点数を減点した上で、入札時の評価値を再計算した結果、落札者の評価値が他の入札参加者の評価値を下回る場合	－8点

不履行 (A)	・ 提案した施工計画(1提案ごとに1項目と数える)を不履行 ・ 主任(監理)技術者又は専任補助者の途中交代が行われた場合で、同等以上の技術者を配置することができなかった場合において、配置予定者の「同種工事の施工実績」「工事成績」「継続学習(CPD)の取組状況」のいずれか1項目が不履行になる場合 ・ 契約工期中に本店所在地が指定地域外に移動した場合 ・ 1次下請負人の一部に県外業者を活用した場合 ・ CCUSを活用し、技能者の就業履歴を記録(蓄積)していない又は、緩和措置対象者で、職人いきいき宣言書を提出していない元請負人又は下請負人がいた場合 ・ ICT活用工事を実施しなかった場合 ・ 申告した作業船を使用しなかった場合
不履行 (B)	・ 主任(監理)技術者又は専任補助者の途中交代により、評価区分「配置予定技術者の技術力」における「同種工事の施工実績」「工事成績」及び「継続学習(CPD)の取組状況」のうち、2項目以上について、交代後の評価点が技術審査時の評価点を下回った場合

6-3-2 評価項目「減点項目」によるペナルティについて（平成30年7月から適用）

当該工事が完成し、引渡しが完了した日の翌年度7月から1年間、兵庫県が発注する土木請負工事における総合評価落札方式を適用する全ての工事において、技術評価点から減点を行います。

（ペナルティの期間）



翌年度7月以降の入札において、1年間通算(※1)の不履行項目数(※2)により技術評価点を減点します。

技術資料の記載内容の不履行 (1年間通算)	1項目	－2点
	2項目	－4点
	3項目以上	－6点

※1) 同一年度において、複数の工事で不履行となる評価項目が発生した場合は、その評価項目数の合計によって評価します。

※2) 6-3-1③の不履行(B)は、1項目の不履行として取り扱います。

6-3-3 指名停止によるペナルティについて

次に該当する場合は、「6-3-1」及び「6-3-2」の減点に加えて、兵庫県指名停止基準「別表第1の9(2)」に相当するものとして取り扱います。

事例	指名停止期間
(1) 当該工事において3項目以上の評価項目において不履行が発生した場合	1箇月

注1) 6-3-1③の不履行(B)は、1項目の不履行として取り扱います。